

地名散歩

日本地図を開いて、県庁所在地を探した子供のころ。少し大きくなると鉄道地図を見ながら旅の企画を楽しんだ。そんな記憶をお持ちの方も多いはず。

今月から連載を開始する「地名散歩」。今尾恵介先生と一緒に地名の持つ意味や魅力を考えてみませんか？

広報部長 戸倉茂雄

第1回 イロハ、甲乙丙の地名

今尾 恵介

愛読書は『全国市町村要覧』です、などと言えば変人扱いされるのは当然であるが、この本には全国の市町村の人口、面積から市長の名前まで、いろいろなデータが満載だ。中でも私が注目しているのは「役所役場の位置」。各地の特徴ある住所を見ていると、画一化されたと言われて久しいこの日本も、意外に多様性に富んでいることがわかる。

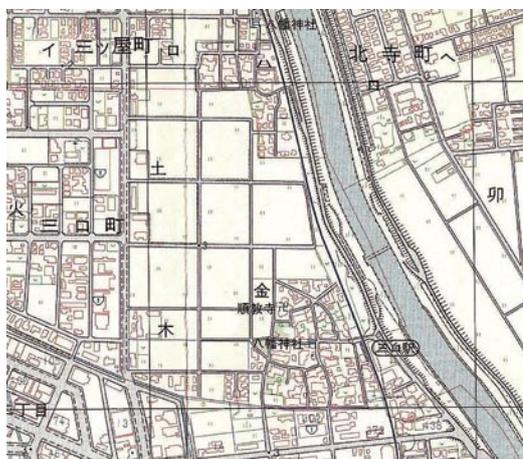
たとえば石川県。この県も平成の合併でだいぶ市町村数は減ったものの、個性ある住所が目立つ。住所の地名の後に記されたカタカナのイロハである。七尾市袖ヶ江町イ部25、加賀市大聖寺南町ニ41、羽咋市旭町ア200、かほく市宇野気ニ81、津幡町加賀爪ニ3、穴水町字川島ラ174。ひらがなでは宝達志水町子浦そ18-1。

これら市役所、町役場の住所は、いずれも大字レベルの地名の後にイロハ……が付いているのだ。要するにイとかロは小字と解釈できる。明治初期に行われた地租改正では全国

で旧来の小字(小名)の整理統合と地番の設定が進められたが、その方式は県によって異なり、旧小字の中から代表的なものを選んだり、複数の字の頭文字を並べて合成地名とするのが一般的であった。場合によっては字名の決定にあたって揉めることもあったようだ。

石川県が具体的に町村にどんな指示をしたかは知らないが、おそらく混乱回避のために字名を機械的にイロハで割り振ってしまったのではないだろうか。しかも地番がその小字ごとに1から振られたため、イロハなしでは場所が特定できず、今も多くが残っている。県内には他にいくつかバリエーションがあって、金沢市三口町の火・水・木・金・土(月と日はない)、今昭町の甲・乙・丙などが用いられている。

石川県のイロハなどがあくまで小字の区画であるのに対し、江戸時代の「村」にあたる大字レベルでイロハを使ったのは千葉県の一部だ。やはり昔の県の方針なのだろう。旭市役



三ツ屋町はイロハ、三口町には火木金土などの「符号小字」がある。

1：10,000地形図「金沢」平成2年編集

所は「ニー1920」(この後のハイフンは縦に漢字で書いた場合の誤読を避けるためだろう)、匝瑳市役所は「八日市場ハ793-2」である。

このうち旭市の前身である海上郡旭町は明治22年(1889)に網戸・成田・十日市場・太田の4村が合併して誕生した新しい地名で、その際に4村は網戸→イ、成田→ロ、十日市場→ハ、太田→ニという具合に置き換えられてしまった。旭という自治体名そのものが「旭日昇天の勢いで発展することを願って」命名された新しい瑞祥地名であり、すべてを気分一新したかったのかもしれない。旭市のイロハは今も現役ではあるけれど、バス停には網戸上宿、十日市場など旧地名も少しは残っている。生活の中では通称地名として併用されているようだ。

千葉県平郡佐久間村(現鋸南町)も同じく明治町村制の施行時に佐久間下、佐久間中、奥山、大崩の4村が合併して誕生した行政村だが、やはり4村をそれぞれ大字イ、ロ、ハ、ニに置き換えてしまった。しかしその66年後の昭和30年(1955)には中佐久間、上佐久間、奥山、大崩に戻している。厳密には佐久間下が中佐久間、佐久間中が上佐久間に「グレードアップ」してはいるけれど、いずれにせよイロハに馴染めない住民の声があったことは間違いない。千葉県内には他にも八街市八街ほ35-29、香取市佐原口2127(いずれも市役所)という地名があるが、こちらは石川県と同じ小字レベルである。

長崎県の島原半島に目立つのが甲乙丙の十干だ。半島を構成する雲仙市、島原市、南島原市に18もの「甲」が存在している。できたの

は明治22年の町村制施行の時に、かつてはこの全域が南高来郡であったことから、おそらく郡役所に甲乙丙を熱心に勧めた担当者がいたのだろう。このうち最も種類が多いのは雲仙市神代と同市瑞穂町西郷で、こちらには甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛の8つずつが揃っている。住所の表示としては「雲仙市神代甲」とか「雲仙市瑞穂町西郷丁」などと書く。しかし、これらの甲乙はイロハと同様に住民にはあまりピンと来ないようで、またエリアが広いので、たとえば公民館の名前なども、たとえば南島原市口之津町には中世の国際貿易港の名残をとどめる唐人町公民館をはじめ、真米公民館、貝瀬公民館など小字の地名を使っている。

東京都青梅市は、中心市街地の住所表示が長らく「青梅市大字青梅」であったが、平成10年(1998)に小字名をほぼそのまま利用して住江町、仲町、本町、森下町、天ヶ瀬町、裏宿町、大柳町、上町、滝ノ上町に細分化した。ただし地番は変えていないので、たとえば青梅図書館の住所も「青梅市青梅268-9」から「青梅市仲町268-9」とわかりやすくなっている。長野県小諸市でもそれに先立つ昭和57年(1982)にイロハだった中心市街地に、城下町時代の町名である荒町や紺屋町などの名を復活させている。同じ信州でも中心市街をあらかた「中央〇丁目」に変えた上田市とは対応が正反対だ。

明治の町村制から数えても120年余りを過ぎた甲乙丙やイロハの「符号地名」。そろそろ地元住民に寄り添った地名にバトンタッチする頃合いなのかもしれない。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 663
2012 April



表紙写真

「豊作祈願の舞」

第26回写真コンクール入選
古口 謙一 ● 栃木会

新連載

地名散歩 今尾 恵介

03

事務所経営の必要知識

一時代にあった事務所経営のためにー
最終回 専門職が警戒すべきクレーマー、その特質と適切な対応
弁護士 横山 雅文

07

地上絵プロジェクトについて

～小学生向け土地家屋調査士制度広報への試み～
石川県土地家屋調査士会 副会長 市村 孝一

09

なでしこ調査士誕生！？

富山県土地家屋調査士会 広報担当理事 高倉 健

13

異色土地家屋調査士のライフスタイル

東京会/山口会

16

我が会の会員自慢 VOL.3

奈良会/岩手会

19

地籍問題研究会(第2回)報告

テーマ: 東日本大震災の復興における地域再生と土地問題～地籍の視点から～

22

あす
時代への扉

ー研究所活動報告ー

26

境界シンポジウム in ふくおか2011

28

会務日誌

30

日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会
役員合同研修会(意見交換会)報告

31

土地家屋調査士新人研修修了者

近畿・中部・中国・九州・東北・北海道ブロック

34

土地家屋調査士の本棚
Q & A 表示登記オンライン申請の実務

いざ実践! 森林境界明確化問題のとらえ方と解決の仕方

35

ちょうさし俳壇

36

会長レポート

38

土地家屋調査士名簿の登録関係

39

ネットワーク50

京都府/群馬会

42

編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

最終回 専門職が警戒すべきクレーマー、その特質と適切な対応

弁護士 横山 雅文

1 はじめに

ここ数年、企業や行政において従業員・職員を困惑させるクレーマーが増え、問題となっている。しかし、クレーマーの被害にさらされているのは、企業や行政のような大組織だけではない。弁護士や土地家屋調査士のような我々専門職もまた、クレーマーの不当要求行為や業務妨害行為にさらされ、被害を受けているのである。

特に、個人経営に近い事務所では、悩みを相談したり、複数でクレーマーに対処することも難しい。結果、一人で抱え込んでしまい、長期にわたって多額の金銭を脅し取られてしまった弁護士の例なども報告されている。

我々の職務は、中立、公平、正義、弱者保護等といった言葉に現れるように、純然たるビジネスではなく公共性を有している職務であると一般には認識されており、我々自身もそのように思っている。

ところが、このように公共性を有する職種というのは、実は悪質クレームを受けやすいのである。対価性が明確なビジネスでは、クレームもその「対価に相応した要求」という制約があるが、公共性を有する職務は、公共性の名の下に無限定な要求を受けやすいのである。そして、まさにクレーマーは、このような我々の職務の公共性というところにつけ込んでくるのである。

そこで、本稿では、我々専門職が警戒すべきクレーマーとはどのような特質を持つ人々なのか、そして、そのような人々に我々はどう対処すべきかについて、弁護士としての私なりの見解を示してみたい。

2 クレーマーとは

クレーマーとは、我々が丁寧かつ合理的な説明を繰り返しているにもかかわらず、我々に対し、不当

要求や業務妨害的な行為を止めようとしないうる人々をいう。

彼らの行為は、我々に対する非常識な要求や長期・長時間にわたる電話、所属会への誹謗中傷的な懲戒申立等の告発行為などであるが、これらの行為がなされるイコールクレーマーではない。クレーマーと判断する前提として我々が彼らに丁寧かつ合理的な説明を繰り返している必要がある。

(1)「丁寧な説明」とは

丁寧な説明とは、文字通りわかりやすい説明ということだが、ポイントは苦情を言ってくる依頼者に対する説明が、その依頼者の知識・理解力に応じたものになっているかということである。ともすれば我々は、同じ説明を繰り返しているため、専門用語を多用した紋切り型の説明に陥りがちである。しかし、依頼者の依頼事項についての知識は我々とは大きな差があるのが通常である。だから、「そんな専門用語使って早口で言われてもよくわからない」ということになり、そこから先、話がこじれていくことが多い。

(2)「合理的な説明」とは

合理的な説明とは、理由のある、とか筋の通った説明ということだが、ポイントは、我々にとって合理的でも、素人である依頼者には、あずかり知らないことがあるということである。ともすれば、我々の説明は、我々の「常識」を前面に出しがちだが、実は、依頼者がクレーマー化するのは、我々の常識を依頼者に押しつけた場合が多い。専門職としての経験上、1か月程度の時間がかかることは常識であっても、そのような経験のない依頼者に言うときは、「かなりお待たせすることになり申し訳ありませんが、1か月程度お時間を頂くこととなります。」というように一言謝罪の言葉を入れるべきである。

(3) 説明を繰り返す

そして、このような丁寧かつ合理的な説明は一度だけではだめだということである。少なくとも同じ説明を三度は繰り返す必要があると思っておいた方がよい。近頃、日本人の言語能力は非常に衰えてきている。一度の説明では意味を理解してもらえないことが多い。

だから、三度は同じ説明をするという心構えでいた方がよい。

このように丁寧かつ合理的な説明を繰り返すということは、言い方をかえれば、我々専門職側の説明責任を果たすということである。

我々が説明責任を果たすことによって依頼者をクレイマーにしないようにしなければならない。

3 最近のクレイマーの傾向・特質

しかし、我々がいかに説明責任を果たしても納得せず、我々に対し不当な要求を止めようとしないクレイマーが増えてきているのが現状である。

彼らの特徴は、頑迷固陋で我々の説明を受け入れず、堂々巡りの話を繰り返し、長期間に亘りなかなかあきらめない、要するに「異常にしつこい」というところにある。

このようなクレイマーと長期にわたって交渉すれば、精神的疲労は著しく、彼らが良好な依頼者になってくれるということも絶対にないことから我々が彼らとの交渉に費やすエネルギーや人的コストは全くの無駄となる。

そもそも、彼らはなぜ異常にしつこいクレイマーとなるのか。数多くの事案から分析すると原因は3つある。

(1) 前提となる事実認識の誤り

まず、彼らは自分の理不尽な要求をするに至る事実認識が誤っている。例えば、数十年前は、土地の境界杭は違うところにあった等と強行に主張するが、そのような事実を窺わせるものはなく、特に根拠もなく、隣地所有者が勝手に移動した等と執拗に主張したりするのである。

(2) 不当要求に結びつく論理に飛躍

次に、彼らの不当要求に至る論理に飛躍がある。例えば、登記簿面積は、実測面積と異なる場合があるが、「そのような登記簿面積になっているのは、隣地所有者が申請書を偽造したからであり、したがって、すべての公の書類は真実ではない。」というように、ある事実から自分の主張に無理矢理強引に結びつけようとするのである。

(3) 極端に偏った価値観

そして、最後に彼らは、そのような価値観では我々は職務を遂行することは不可能であるというような価値観から要求を突きつけてきたりする。例えば、過去に自分の親族が境界確認をしたことがあるのに、「その時は、父親はぼけていたから境界確認は無効である。だから、先生は、私の主張する真実の境界線を前提に相手方と交渉すべきだ。」というように、相手方の主張や現状を無視して、自分の根拠のない要求を我々にさせようとするのである。

そして、彼らは、この事実認識の誤り、論理の飛躍、価値観の偏りを絶対に認めようとしない。結果として、彼らとの交渉は堂々巡りの平行線となるのである。

だから、彼らとの交渉を続けても解決に至ることはなく、却って彼らも納得できずに怒りのエネルギーを貯め、果ては、我々に対する業務妨害行為をしかけてくるのである。

4 説得打ち切りの判断基準

したがって、我々が専門職としての説明責任を果たしてもなお堂々巡りの要求が繰り返されるようであれば、早々にその問題についての説得をうち切るべきである。ここで、依頼者からの要望だから、こちらから説得をうち切ってはならない等と考えてしまうと延々と彼らと交渉を続けることとなる。

この説得打ち切りの判断基準としては、まず、我々が、専門職として依頼者に説明責任を果たしているかを確認した上で、「彼らの要求に我々が対応する法的義務があるのか」という法的義務の有無をメルクマールにするとよい。

ほとんどの場合、要求に対応する法的義務はない

という結論になるだろう。

我々が依頼者に提供するサービスは、法的義務のあることばかりではない。プラスアルファのサービスも時として、行う必要がある。しかし、こと、堂々巡りとなっている説得をうち切るか、否かの判断にあたっては、法的義務の有無で判断すべきである。

また、我々の側に落ち度がある場合でも、相手の要求が過剰なものであれば、法的義務が無いことを理由に説得打ち切りの判断をすべきである。

例えば、「謝罪文を書け」というような過剰な謝罪要求や「報告書を提出しろ」というような過剰な作為要求は、我々専門職に法的義務のない要求であるので、我々の判断で「そこまでする必要がない」と思えば、その旨を伝えて交渉をうち切っても全く問題はないのである。

クレイマーの問題の核心は、彼らの不当要求をどのように拒絶するかということではなく、むしろ、彼らとの交渉をいかに早くうち切るかということなのである。

5 クレイマーのタイプと対応策

そして、注意しなければならないのは、その性格的特質からクレイマーには比較的はっきりとしたタイプがあるということである。そして、その性格的特質に応じて対応の指針をたてる必要がある。

専門職におけるクレイマーのタイプは3つに分けることができる。①性格的問題クレイマー②精神的問題クレイマー③反社会的悪質クレイマーである。

(1) 性格的問題クレイマー

独善的な性格から執拗なクレームを続けるクレイマーである。

このタイプのクレイマーは、専門職は依頼者である自分の要求にはすべて応えるべきだと思っており、常識的に無理な要求でも当然のことのように執拗に要求してくる。だから、いくら丁寧に説明・説得をしても、必ず、平行線、堂々巡りとなる。彼らは要求を拒絶していると、多くの場合、迷惑メールやインターネット上の誹謗中傷などの嫌がらせ行為をしてくる。

彼らに対しては丁寧な言葉を使って対応しつつ、交渉は、堂々巡り、平行線で終わることを念頭に置く。そして、最終的には、説明責任を尽くしていることを確認して、対応の法的義務がないことを根拠に説得・交渉をうち切るのである。

(2) 精神的問題クレイマー

言動から、精神的に問題があることが窺われるクレイマーである。

電話などでクレームとも愚痴ともつかない不平を長時間言っただけでなかなか切らせない。我々が親切心で対応すると、必ず取り憑かれてしまう。彼らは、クレームを付けていても真の目的は我々との心理的密着である。長期間に亘って対応をしていると拒絶したときに突発的な加害行為を受ける可能性がある。

意味不明の言動があるクレイマーには、できるだけ型どおりの接客・対応をしなければいけない。また、彼らが加害行為を行ったときは、躊躇することなく、警察に通報したり、刑事告訴をすべきである。

(3) 反社会的悪質クレイマー

暴力団などの反社会的勢力に属する人物が、我々に対して不当要求ないし恐喝を目的としてクレームを付ける場合である。依頼者ではなく、相手方や利害関係人として現れることが多いであろう。

クレームをきっかけとして、巨額の金銭の取得を目的としており、要求を拒絶した場合の報復(街宣やスキャンダル記事)を前もって用意している。

反社会的悪質クレイマーの不当要求に屈すると次から次と不当要求を受け続けることとなる。場合によっては、我々の職業人生を崩壊させる結果ともなる。必ず、早期に弁護士を介入させ、交渉後、直ちに警告の通知書を出し、かれらの嫌がらせ行為に対しては、素早い仮処分の申立、刑事告訴で対応する。彼らが狙うのは我々との「秘密の共有」である。「一度自分たちと関係を持ったことを公にされたくないのであれば要求を飲み続けろ」ということである。この狙いを早期に挫折させるのである。

クレーム対応の7つの鉄則

(1) まずお詫びから

我々に苦情を言ってくる依頼者は、多かれ少なかれ、感情的になっている。まず、苦情を言ってきた人の感情を沈静化させるため、お詫びから入る必要がある。

「お詫び」というのは、クレームを言ってきた依頼者に対し、「ご期待に添えず、申し訳ありません」という一言をかけることであり、「私どもの過失でした」「私どもの責任です」という責任を認める趣旨のものではない。この点を混同して、「クレーマーには謝罪してはいけない」と考える専門職が多い。謝罪の言葉と過失や法的責任の有無とはまったく別の問題である。

(2) 事実確認先行

次に、クレームの原因となった事実の確認を先行させ、事実が確定、あるいは、どうしても確定できない部分があると結論が出るまで、絶対に責任の有無などの判断や賠償の提示をしないということである。責任の有無などの判断を、仮定的であってもしてしまうと、「法的責任はありません」という話にもっていくことは事実上困難になってしまうからである。

(3) 感情的対応の厳禁

苦情を言う人は、多かれ少なかれ感情的になっている。そのような感情をまともに受けて、こちらも感情的になって返してはならない。クレーマーの怒りに火をつけ、余計に対応が難しくなったり、こちらの感情的な対応が新たなクレームの口実になったりと、收拾が付かなくなるからである。人間の怒り、興奮などの激情は、新たな刺激がない限り、長続きしない。興奮していた顧客もこちらが感情的にならなければ、10分もしないうちに落ち着いてくるはずである。

(4) クレーム・不当要求が堂々巡りになったときが最初のポイント

クレーマーか否かは、こちらが合理的な説明を繰り返しても、相手方がこれに納得せず、交渉が平行

線になったときに見極めることができる。クレーマーはいくら合理的な説明・説得を繰り返しても、納得させることは無理である。ここで見切りをつけ、感情を排し、もう一度だけ、揚げ足を取られないように丁寧な言葉で合理的な説明・説得を試みる。

(5) 文書による最終回答

説明・説得を試みているにもかかわらず、なおもクレーマーが同じ要求を繰り返してきたら、説得・交渉を打ち切り、文書で「本件に関しましては、当職としては、重ねて申し上げました通りの対応しか致しかねますので、これをもって最終的なご回答とさせていただきます」と最終回答をする。

(6) 加害行為には素早い仮処分・刑事告訴で対応

クレーマーがインターネット上の誹謗中傷などの加害行為を行ってきた場合は、弁護士に依頼してしかるべき仮処分や刑事告訴の手続をとる。専門職の多くは、依頼者であるクレーマーに対して、このような法的手続をとることを躊躇するが、ここで躊躇すると、必ず事態を悪化させることになる。

法的手続をとることでクレーマーの攻撃性を法的手続内に閉じ込めることができる。法的手続をとることによって、彼らの加害行為はほぼ確実に終息する。

(7) クレーマー事例の検討

クレーマーに悩まされた事例については、所属会などが情報を集積した上、検討報告会などを開催するとよいと思う。似たような事例というのは良くあるものである。そこで、他の専門職がどのように対応したかを知ることは、経験の共有となり、意見を交わせれば、その専門職なりのクレーマー対応に関する共通認識が生まれる。この感覚が重要である。具体的な事案について共通認識が生まれることで、対応に自信がもてるようになり、ストレスや失敗を回避することができるようになるのである。

地上絵プロジェクトについて

～小学生向け土地家屋調査士制度広報への試み～

石川県土地家屋調査士会 副会長 市村 孝一

石川県土地家屋調査士会では、普段、業務で行っている地図の作成や復元が、小学生の算数への理解を深める一助となることに着目し、広報活動の一環として、小学校向けの出前講座企画を立ち上げた。昨年11月に石川県小松市立安宅小学校で、6年生の算数の特別授業として県内で初めて実施し、好評を得た。

1. 背景

石川県土地家屋調査士会(以下「当会」という。)の広報活動は、これまでマスメディア(新聞、テレビ)を中心としたものであったが、各単位会でも議論されているように、常に費用対効果が問題視される状況にあった。また、近年、土地家屋調査士試験の受験者が減少傾向にあり若年層に対する広報活動の強化策も急務である。当会の広報部では、平成23年度の活動方針として以下の観点からディスカッションを行い、新たな広報活動を模索した。

- ① 社会貢献活動を前面にアピールできるもの
- ② 将来を見据えた広報活動であること
- ③ 費用対効果が見込まれる内容であること

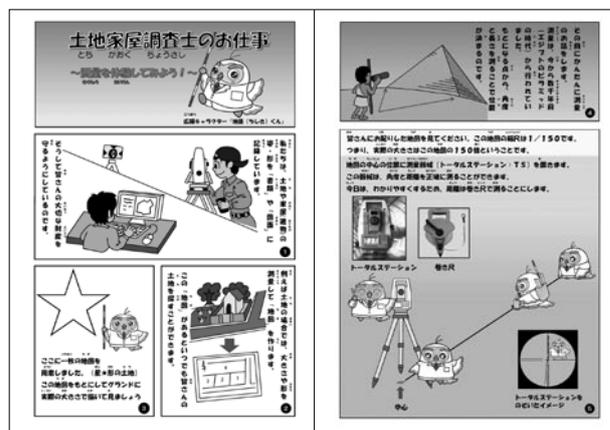
このディスカッションの中から、「地上絵プロジェクト」すなわち、学校の校庭に巨大な図形を描画し、高所から観測するという出前講座を企画するに至った。

2. シナリオの作成

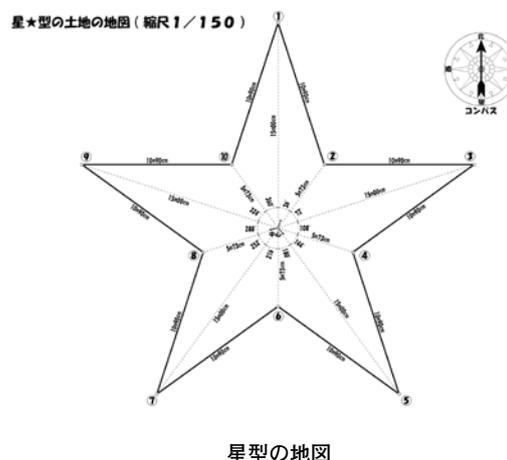
出前講座は、小学生を対象とすることとした。これは、小学生であれば、学校での行事を両親に話す可能性が高く、同時に大人にも広報できるのではないかと考えたからである。また、事前に小学校の算数の授業内容を確認したところ、4年生から分度器を持たせて角度の概念を、5年生は三角形の決定条件を、6年生になると図形の拡大・縮小の概念を学んでいるとのことであった。つまり、小学校6年生であれば縮小された図形を原寸大で校庭に復元するという内容を理解してもらえるはずである。地図に見立てた図形を、「星型」としたのは、見栄えの良さと比較的描画が容易と判断したためである。使用するシナリオは4ページ構成とし、小学生に親しみや

すいよう、マンガで「地識(ちしき)くん」が説明する形態である。ちなみに、このシナリオは全て当会で作成したものである。このシナリオの内容は、概略次のとおりである。

- ① 土地家屋調査士の役割、業務内容の説明
- ② 測量の歴史とトータルステーション(以下「TS」という。)測量方法の説明
- ③ TSと巻尺による描画手順
- ④ 校舎の屋上での観測



地上絵プロジェクトのシナリオ



星型の地図

3. 学校との折衝

こうして作成したシナリオ(案)をもとに教育委員会の関係者に意見を求めたところ、企画の趣旨は児童にとって非常に有益であり、特に昨今はいわゆる

「ゆとり教育」の影響で、幾何の授業時間が不足しているため、算数の理解を深める上で是非やってもらいたいと回答された。しかしながら、学校の授業で取り組むとなると、年間のカリキュラムは前年度に殆ど決定されているため、年度途中の受け入れは困難と思うので例えば地域の行事としてやってみてはどうか？というアドバイスを頂いた。幸いにして、小松市立安宅小学校に打診したところ、特別授業として実施したい旨、了解が得られた。授業として取り組む場合には、全ての児童に公平に体験させることに留意する必要がある。このため、クラスの児童を3～4人ずつ10グループに分け、それぞれのグループで星形の1点を描画する方法を採用した。授業時間は各クラス2時限(90分)とし、①土地家屋調査士の説明(15分)、②描画体験(60分)、③屋上での観測および質疑応答(15分)とし、雨天の場合に備えて、予備日を1日確保することができた。児童の引率および白線を引く用具等は学校側で用意していただき、TSおよび機材類(3セット)は全て当会側で準備した。

4. 特別授業当日の様子

朝方の雨も開始時刻までには上がり、天候には恵まれた一日だった。当日は、当会の村谷会長以下、広報部員と社会事業部員、計9名で臨んだ。学校側の希望により星形の図形は3個必要で、事前に当会で1個描いた後の授業開始となった。シナリオはあらかじめ学校側に配布し、先生から説明を受けていたので、当会の説明後、直ちに作業に入った。



TSを覗く児童

TSは児童が見やすい高さにセットし中心には鋸を入れておく。最初にコンパスで北の方角を決め、TSを覗きながら測量ポールで方向を定めた後、巻尺にて指定の距離を測り、鋸の打ち込み作業までを児童グループで行った。後は順次36度の角度の位

置で同様の作業を行った。それぞれの作業箇所では当会のメンバーが説明を行い、1グループ全員がTSを覗いた後、次のグループが作業を行い、一辺が完成したら終わったグループが水糸で結んで白線を引いた。最初のうちは我々も児童も慣れないため、予想以上に時間が掛っていたが、慣れるに従いスムーズに作業が進み、予定時間内に描画を完成することができた。描画完成後、児童全員が校舎の3階から観測しながら今日の感想と質問タイムを設けたところ、児童や先生は非常に感動した様子であり、各クラスとも「将来は土地家屋調査士になりたい。」と言った児童も数名あった。

当日は、民放テレビ局全てと、地元新聞や読売新聞が取材に訪れ、当日の夕方のニュース放映や翌朝の新聞記事に取り上げていただいたが、各社とも当会の趣旨に沿った内容であり、後日、各方面から良い企画であるとの反応があり、土地家屋調査士の制度広報に効果があったとの感触を得た。

5. 企画の評価と今後の展開

本企画が評価された一因は、土地家屋調査士の業務と学校での算数学習との結びつきを分かりやすくアピールしたことであったと考えている。また、総費用もシナリオ作成、学校との折衝や当日の日当等を含め、約10万円以内であり、費用対効果にも優れたものである。反面、学校では公平性の立場から、同じ作業を繰り返すこととなり、児童を飽きさせない工夫も必要であると感じた。算数に限らず、土地家屋調査士業務と学校学習とを結びつける可能性は多々あると思うので、今後とも有用なテーマ開発を目指したい。

最後に、今回の企画を快く受け入れていただいた、小松市立安宅小学校を始め、ご尽力いただいた関係各位に深く感謝いたします。



東北へ届け！希望の星！

なでしこ調査士誕生！？

本稿は、富山県土地家屋調査士会会報「らんどまーく 1月号[2012年度]」に掲載されたものを転載させていただきます。



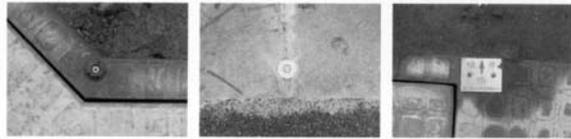
子供のころは、目に入るすべての物が、新鮮な輝きと驚きに満ちていたのかもしれない、そう感じさせてくれる出来事がありました。

平成23年8月10日、夏休みの自由研究の取材をしたいからと、小さな小学2年生の女の子と付き添いでそのお父さん、お祖父さんが調査士会館へ来館されました。

女の子はある日の下校途中、道路の隅に、赤い笠を被った金属の釘が埋まっている事に気付きました。帰路の友に指折り数えたその釘は41個にも上ったそうです。

赤や黄や緑や金色の物、その笠の種類の多さも相まって、女の子の目には珠玉のように映っていたのかもしれない。その釘が、筆界点、トラバ一点、街区基準点を設置した金属釘である事を文脈から、土地家屋調査士の皆さんはもうお気づきだと思います。

金属釘と同時にみつけた金属のプレートには、「富山県土地家屋調査士会」と印字されている。なにか手がかりになるに違いないと、お父さんの力を借りて当会へと辿りついたそうです。



私たちは、以下のような質問を受けました。

・どういう目的をもった物なのか ・色の違いは？ ・いつごろからあるものなのか ・どのようにして埋めているのか。

メモを取りながら、徐々に疑問が氷解していく様子、時折見せるはにかんだ笑顔は我々が用意した教科書通りの回答とは不釣り合いなほど輝いて見えました。

こんな小さな女の子が我々の設置した境界標に興味を持ち、疑問をぶつけてくれた事、娘の抱いたその疑問に何とか答えてあげようとするお父さんの直向きな姿に、私たちは心の角が取れていくかのような感覚を覚えました。

また、同時に境界標を設置することの責任の重さを痛感し、未来に誇れる仕事を残すための研鑽を怠ってはならないと深く決意した一日となりました。

写真には納められませんが、学校から自宅までの帰途に見つけた境界標はデジカメで撮影し、ファイルに。さながら「調査報告書」の様です。

松下幸之助はこう言ったそうです。「学ぶ心さえあれば、万物すべてこれ我が師」。

小さな女の子の姿に経営の神様の言葉を重ねてしまいました。

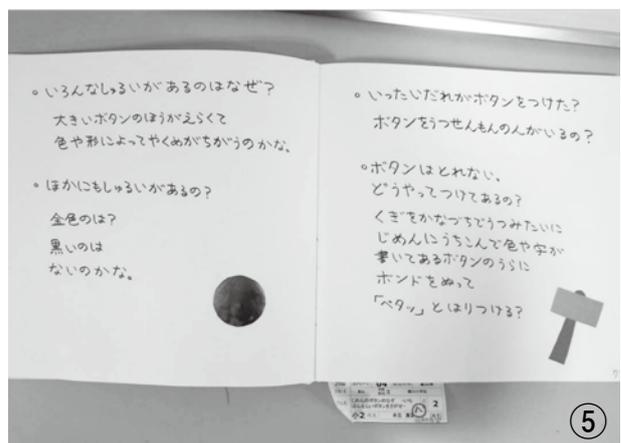
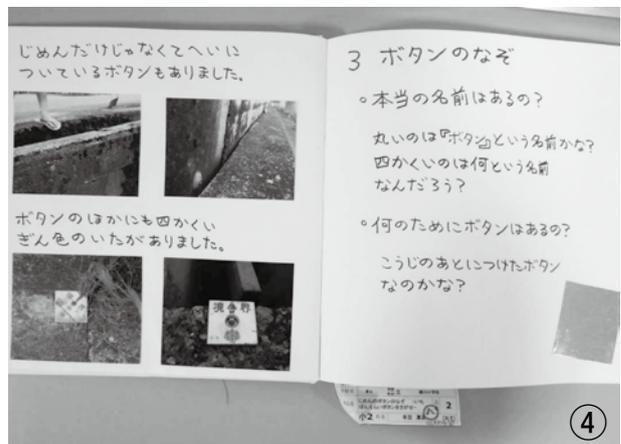
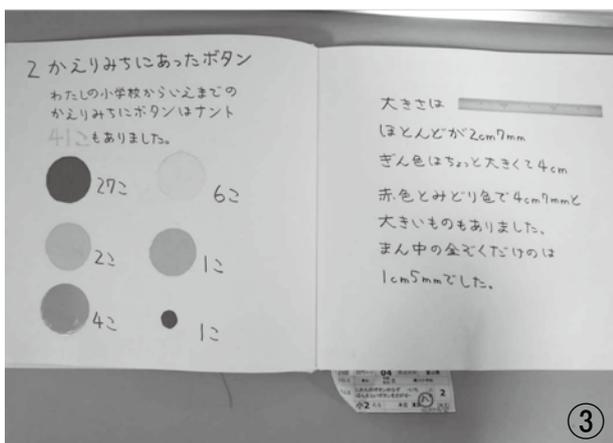
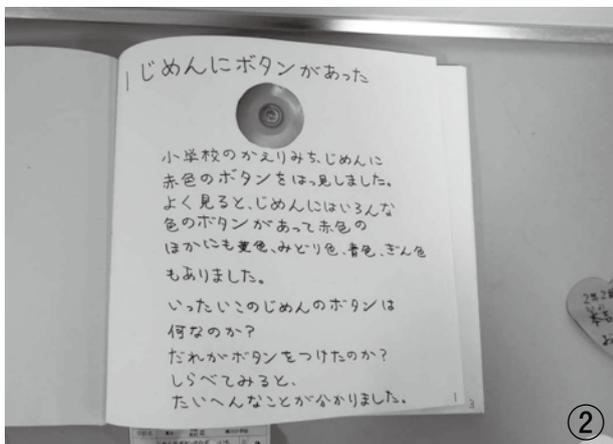
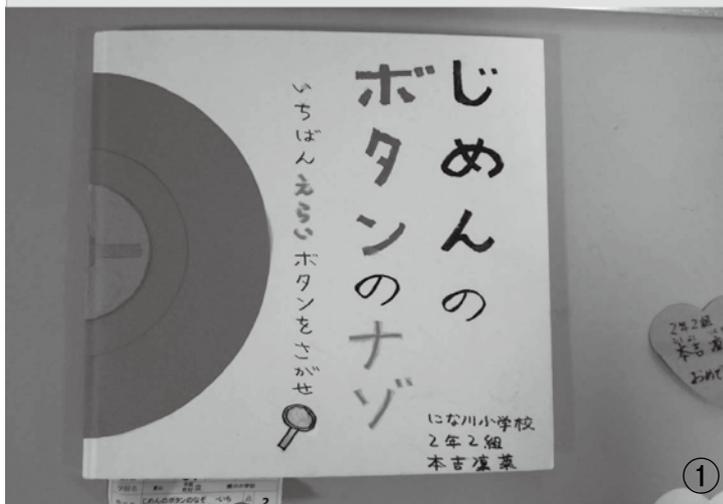
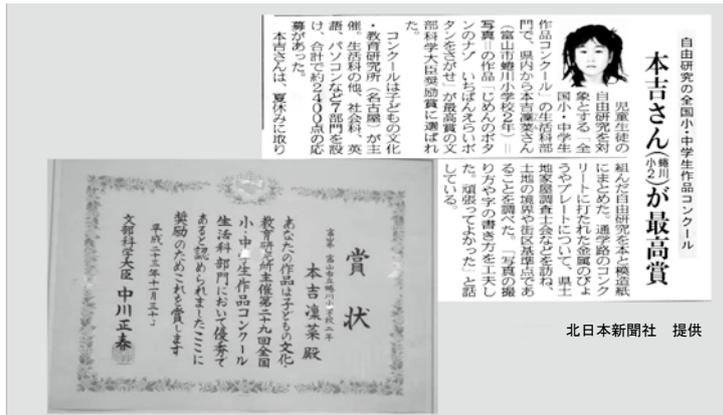
広報担当理事 高倉 健

後日譚

先日、とても喜ばしいニュースが舞い込んできました。

なんと、この自由研究の作品が第29回全国小中学生作品コンクール生活科部門において文部科学大臣奨励賞に輝きました。







さわやかな風に吹かれた心地です

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 岡田 潤一郎

社会全体も土地家屋調査士の周辺環境もなかなか明るい話題に乏しい昨今でしたが、富山県土地家屋調査士会により、小学生の子供さんから私たちにもう一度勇気と元気をいただける、そんな、心あたたまる出来事を紹介いただきました。

私たちが小さい時は、例外なくみんな子供でした。好奇心に満ち満ちた目を輝かせていた日々がありました。大人社会の煩雑さと制約のなかで、いつの間にか業界常識に浸りきってしまった我が身を振り返ることのできた、本当に素敵な話題ですので、全国の土地家屋調査士さんに発信させていただきました。

異色土地家屋調査士のライフスタイル

我が愛する串本(串本ふるさと大使)

東京土地家屋調査士会町田支部 中 秀康

私の故郷は、本州の最南端に位置する和歌山県串本町です。

今も私の実家は、太平洋を臨む海岸沿いにあります。左手に橋杭岩^{はしぐいいわ}、前に大島があり、波が静かな風光明媚なところです。民謡串本節で「ここは、串本、向は、大島」と歌われている所です。そして家の裏は熊野古道^{おおへち}大辺路の山々。こんなすばらしい所はありません。

しかし、残念ながら、年々若者が減り、町の人口も減り、町は寂しくなる一方です。そこで私自ら「串本ふるさと大使」に立候補して、観光による町おこしを行い、ふるさと串本の再生を決意いたしました。

串本町が作ってくれた私のふるさと大使の名刺には、橋杭岩の写真が載っています。放課後ここでよく遊びました。橋杭岩には、弘法大師が串本から大島まで橋を架けようと「橋」の「杭」を打ちましたが、天邪鬼が邪魔をして途中でやめてしまったので岩が途中までしかないという伝説があります。その橋杭岩の根元には「弘法の湯」というとても小さな温泉があります。見過ごしてしまいそうな温泉ですが、私のお気に入りです。

串本は何と言っても漁師町です。漁港を散歩してみれば、魚の町であることが十分実感できます。当然海の幸の魚や貝の刺身、魚の干物はとてもおいしいです。

また、串本では世界で初めてマグロの完全養殖が行われました。その養殖場も体験できます。

串本は釣り場としても有名です。毎年大きな釣り大会が開催されていて、石鯛、石垣鯛、グレ、イガミ、イサキなどを釣って競います。

黒潮が流れる暖かい海のため串本は暖かく、私は串本を出るまで積もった雪を見たことがありませんでした。その海にはテーブル珊瑚が群生していてダイバーたちにとっては誰もが知る有名なダイビングスポットとなっています。

串本は、長い間トルコととても深い関係にあります。約120年前、トルコの軍艦「エルトゥール号」が遭難した時に、その乗組員の救助、看病に串本町民が全力を尽くしました。このことをトルコが深く感謝をして、その出来事はトルコの教科書にも載っているそうです。

その出来事が後に大きな恩返しとして、日本に



橋杭岩ライトアップ



芝焼き



アオサの彩り



岬夕照

返ってきます。イランイラク戦争の時、イランに取り残された日本人を救出する際、日本の航空会社が危険だということで断られたときに、危険を顧みずトルコ航空が間一髪の所で215人の日本人を救出してくれました。このことは、テレビでも取り上げられ大きな反響を呼びました。

トルコとの交流は今でも続き2年前には町長をはじめ100人以上の串本の人々がトルコを訪れました。

このように串本の素晴らしいところを上げるときりがありません。

とにかく一度は串本を訪れてみてください。

(写真は串本町提供)



榎野崎の日の出

風流人・浦小路義麻呂

山口県土地家屋調査士会岩国支部 浦井 義明

浦小路義麻呂と勝手に名乗り、岩国・錦帯橋付近に出没している、山口県土地家屋調査士会会員浦井義明を紹介しよう。

命名

「ユレーイ」「ユーライ」とイギリス人が私を呼んでいる。私の名は「ゆうれい」じゃあない。ウライだ。

45年も前になろうか、大学在学中、世界一周放浪の旅を夢見て、休学届を突然に出し、英国を出発し、世界を一周する豪華客船P & O・OLONSAY号に神戸から飛び乗った。あの沈没した映画タイタニック号とそっくりの情景を想像してください。豪華客船の乗客は、殆どが英国人である。

イギリス人の「a」の発音は「アイ」と聞こえる傾向にある。私の名前「URAI」は英国人の発音では、どうもユレーイと聞こえたのだ。

「オーライ」「ウーライ」と車掌が呼んでいる。「何ですか」「呼びましたか」と私は答える。これも在学中の、ある私鉄バスのアルバイト添乗員をしていた時のこと。昭和の40年代頃には、バスでの踏切り横断や車庫入れには、車掌が誘導していた。

バスの車庫入れ誘導時の車掌が発する「バックオーライ」「オーライ」の音が、…「ウーライ」「ウーライ」と聞こえたのだ。

千利休の流れをくむ三家のうちの一つ、男点前を

主とする武者小路千家・官休庵の師匠に弟子入りしていたときのこと。「…小路」良い名前じゃ。私も浦小路と名乗ってみよう。

「石の川の文麻呂」と自分の名前を茶化して、こう吹聴していた知人がいた。後段の「文麻呂」は響きは良いが、なにやら盗賊みtainな名前だ。もっと良い姓はないのか、と思ったものだ。

墨絵の一種、俳画を書き終えた。俳画は自然や人物・事物の観察力が肝要で、“一筆”でそれを表現することを極意とす。最後に左下に落款だ。「うらい」ではちょっと味がない。何にしようか。よし「よしまる」としよう。

俗人浦井義明のあらま欲しき人間像を希求する「浦小路義麻呂」の誕生である。

岩国・錦帯橋

山口県といえば、西の下関、東の岩国。

下関といえば、今からちょうど400年ほど前、宮本武蔵と佐々木小次郎が巖流島で決闘したことで有名なところ。巖流島の決闘では宮本武蔵が勝った。実は、二人はその決闘の数年前に、岩国・錦帯橋で決闘していたことは皆さんご存じないだろう。

作家吉川英治氏の小説「宮本武蔵」に登場する佐々

木小次郎は生誕の地、錦帯橋の畔で錬磨の末、「ツバメ返し」を編み出した…とある。

岩国・錦帯橋のたもとでの決闘では、小次郎は武蔵に勝っていたのだ。小次郎は心優しい男なので、決闘には勝ったが、とどめをささなかった。殺さなかったのだ。武蔵は錦帯橋での決闘のリベンジとして、下関・巖流島では小次郎に勝った。という創作話を私はあるグループで作っている。

岩国・錦帯橋と佐々木小次郎にまつわる歴史遺物の紹介、研修を行い文化交流を図ることを目的にして、岩国巖流会なる観光ボランティア団体を設立している。若い女性を美少年小次郎役に仕立て、宮本武蔵に扮して篠笛を吹きながら錦帯橋周辺に出没している。

また、岩国巖流会は明治時代からの貴重な錦帯橋の写真(特に昭和25年のキジア台風による錦帯橋流失写真を中心に)を紙芝居風にしたて、観光客とのコミュニケーションを図りながら、世界遺産登録を目指す、岩国錦帯橋周辺の歴史、文化を紹介をする活動も行っている。



紙芝居

五つのアーチ橋・錦帯橋にちなんだと「五橋」という地酒がある。

よしまろ笛

関東地方のとある県に日本最高の笛職人がいる。浦小路義麻呂はこの日本最高の笛師のところをよく訪ねる。手みやげに、とっくり型の地酒五橋原酒を風呂敷に包んで、雪駄を履き、常服である作務衣を着て訪問する。



錦帯橋で

その時の会話の一部。最高の笛師が尋ねる。「どちらから?」「岩国・錦帯橋からです」「お仕事は?」「とうき(に関)する仕事をしております」

「とうきもいろいろご苦労もあれば、楽しみもあるでしょう」「はい、仕事が終わって、お客さんに感謝、満足してもらえることが一番嬉しい」等々。

どうも私の風体から、「とうき」を陶器と思われたらしい。焼き物師ではないとは、あえて否定はしない。

その笛師が言う「篠笛づくりの極意は、その竹の持っている宇宙を探し、見つけだし、こころを求めることだ。それが笛作りの醍醐味でもあるのじゃ」そうだ魂を込めた篠笛「よしまろ笛」を作ろう。

笛師・演奏

清流錦川沿線のうっそうとした竹林で、天に向かって真っ直ぐに伸びようとする枯れる寸前の女竹・篠竹を取ることからはじまる素材採り。

それをじっくり何年もかけて乾燥し、錦帯橋周辺の桜をチップにして、燻すのだ。いぶした篠竹を大まかな工程として①穴開け②調律③仕上げを五感を駆使して作りあげる。さらに音質、外見ともに極限まで磨き上げた、篠竹独特の得も言われぬ音色を醸し出す「よしまろ笛」を作り上げている。

浦小路義麻呂は、岩国・錦帯橋での四季折々の観光行事に合わせて、橋上で、紙芝居を行いながら、このよしまろ笛を奏している。

また、篠笛を愛好し、「篠笛魂」「篠笛宇宙空間」の研究・探究を目的とする趣味人の情報交換組織としての「日本篠笛学会」の設立を目論んでいる。

週末には、岩国・錦帯橋で浦小路義麻呂に出会えるかも。

はるこうろうの、はなのえ〜ん…



はるこうろうの

我が会の会員自慢

VOL. 03

奈良会

昨年からは奈良県土地家屋調査士会では、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として、地元の奈良大学地理学科にて、特殊講義を行っております。錚々たる講師陣の中でも、学生からの人気ナンバーワンだった、宮崎達成会員に話を伺うことにしました。聞き手は、先日発行された「ガイダンス土地家屋調査士報酬」(日本加除出版)の著者にも名を連ねる、当会きっての論客(声が大きいだけ?)の吉崎英司副会長をお願いいたしました。さてさて、どんな対談になったことやら。

吉崎: 連合会報の記事依頼との事で、対談をさせていただきま

宮崎: よろしくお願ひします。

吉崎: ではさっそくいろいろ聞いていきましょうか。宮崎先生は、大学での特殊講義の講師、しかも民法の分野を担当されましたが、我々土地家屋調査士にとっては、そんなに得意な分野ではありませんよね?ご準備も大変だったと思いますが、どうして講師を引き受けられたのですか?

宮崎: 同じ土地家屋調査士同士なんだから「～先生」っていうのはやめましようよ(笑)。「～さん」でいいですよ! まあそれはおいといて、講師を引き受けた理由はただ一つ、「広報活動」のお手伝いがしたかった、これに尽きます。「土地家屋調査士」っていうすばらしい資格を世の中に広めたい一心ですね。

吉崎: それは、高い志ですね。

宮崎: 僕は土地家屋調査士の仕事が大好きなんです。もっと世間に土地家屋調査士を知ってもらって、土地家屋調査士の仲間が増えて欲しい、って思っています。

吉崎: 私も若かりし大学時代ですが、企業の寄付講義を受けたことがあるんですよ。某証券会社だったと思うんですけど、その時の講義の印象は強く残ってますね。今回の講義を受けられた学生さんが、「土地家屋調査士」って資格があって、こんなことをしているんだ、っていうことが心の片隅にでも、残ればいいですね。講師をされる中で、注意されていたことなんかはあるんですか?

宮崎: まあ、いかに学生さんに話を聞いてもらえるようにするのか、ですね。1限90分間の講義の中で、一つ



吉崎副会長

でも「面白いな～」って思ってもらえるポイントを作れるようにしていました。

吉崎: 私も講師を務めていたのですが、なかなか思ったとおりのポイントで笑いがとれなかった

り、大変でしたね。宮崎先生は趣味で乗馬をされていますけど、その辺の経験が生きましたか?

宮崎: また「～先生」って言いましたね! 「～先生」って呼ばれるって何だか気恥ずかしくないですか? 吉崎センセイはどう思われます?

吉崎: 正直、戸惑いはありましたね。僕にとっての「先生」とは、お医者さんと学校の先生だけなんです。なぜ土地家屋調査士が「先生」って呼ばれるのかわからないですね。

宮崎: 私も同意見ですね。でも、お客さんにしろ、特殊講義を受けてくれた学生さんにしろ、私のことを「先生」って呼んでくれる人がいる限りは、その期待に応えないといけないと思っています。

吉崎: そのために何かこだわりを持っておられるんですか?

宮崎: 先生と呼ばれるからには、どんな質問にでも答えられるように努力するようにしています。開業当初、年に数件しか仕事がなかった頃、時間をもてあましていたので、業務に関わる書籍をそれこそ貪るように読んでいましたね。その頃の知識の裏付けがあるからこそ、自分の現在があるんだと思っています。

吉崎: ところで、宮崎先生は常に仕事中はネクタイをされていますが、それはどうしてですか? 自営業なんだから、わざわざネクタイに締め付けられる必要はないって考える方もいてると思うんですけど。



宮崎達成先生



宮崎：それはねえ…いつでも高級レストランに行けるようにですよ！

吉崎：へえ、そうなんですか～！

宮崎：実はあんまり外食しないんですけど。(笑)

吉崎：まあ、その辺はおいといて、奈良会ではネクタイを締めて仕事されている方は少数ですね。なにかポリシーがあるんですか？一度聞いてみたかったんですよ。

宮崎：初対面の人に会う時って、あまりだらしない格好はできないじゃないですか。この業界に入った時に作



業着だと自分自身パリッとした感じがしなかったんですよ。土地家屋調査士の業務では、隣接地所有者に挨拶に行ったりする場面も多いですよ。そんな時にダラッとした格好で行くより、パリッとした格好で行く方が印象もいいし、何より土地家屋調査士の地位向上につながっていくように思います。「広報活動」と「資質の向上」これは、両輪で切り離せないですよ。

吉崎：そうですね。そのためにもどどんががんばっていきましょう！長時間ありがとうございました。

岩手会 『スキースポーツ少年団とコーチなワタシ ～「コトバ」に翻弄される日々～』

岩手県土地家屋調査士会 築場 弘貴

東日本大震災におきましては全国の会員皆様には多大なるご支援、励ましのお言葉をたくさん頂戴し厚く御礼申し上げます。我が岩手会は一日も早い復興を目指して頑張っております。

さてこの度「我が会の会員自慢」として御紹介しますのは私と同期開業の築場弘貴会員(盛岡支部 雫石町)であります。

彼は平成7年の開業で11年には公嘱協会理事、15年に同常任理事、21年には同副理事長となり、常にリーダー的存在として現在に至っております。温厚で陽気、前向きな人柄は今後ますます岩手会(岩手公嘱協会)の牽引役になっていくことと確信しております。

寄稿に際し「業務に関して」が「ロードバイクでのヒルクライムレース参戦」とも考えましたが、あえて北国岩手ならではの題材として「スキーコーチとしての活動」をお願いした次第です。とかくストレスを溜めがちな業界ですので、趣味を通じ健康管理の一考になればと思います。

岩手県土地家屋調査士会 広報部 三浦義則

本稿を寄稿するに当たり、ちょうど1年前の平成23年3月11日に発生した、未曾有の大災害『東北地方太平洋沖地震』で被災した際は、全国の会員諸氏より多大なるご支援をいただき、本紙面を借り心より感謝申し上げます。

私は、先頃まで、震災復興事業として法務局から発注された『東日本大震災倒壊建物滅失調査業務』の業務管理責任者として、昨年8月からその任にありました。何分その膨大な被災建物の戸数もさることながら、発注側も受託側も全く経験をしたことがない雲をつかむような業務であったこと、また通常の業務とは手法が異なり、建物の特定と滅失の判断の度合いが今一つ掴めなかったこともあり、現地調査担当士をはじめ関係者は非常な混乱を来たしながらも種々の困難を乗り越え、何とか成果

を昨年末に納めることができました。

そして先般、法務局から職権の滅失登記が完了したとの報告を受けた際には、その達成感よりも複雑でかつ無常なる思いの混じった得も言われぬ感傷になぜか苛まれてしまいました。それは困難な業務であったことだけではなく、成果に添えられていた写真帳票の中の被災状況や実際現地を目の当たりにすると、復興が遅々として進んでいない現状もあり、自然を相手にすると我々の日々の営みのはかなさ故に自分の無力さ加減におろおろしてしまうのです。

劇的には言いませんが、被災地の復旧復興が牛歩であっても着実に確実に進み続けることを切に願うばかりです。

そんな心境の中、来る次期復興関連業務までの間にこ

の原稿を打っております。

さて本題に入りますが、題名についての記述は私の主観的なところもありますので話半分で読んでいただければ幸いです。

当地岩手県雫石町は雪国でスキー場があるとはいえ、私の子供のころは家の後ろの坂での遊びのスキーの域を出ず(しかし遊び仲間からワールドカップ出場選手が!)、しかも私は自他ともに認める下手の部類でありました。そんな私がスキースポーツと関わりを持つようになったのは、大学生時代に競技スキーをちょっとかじり、社会人となってから検定(SAJバッチテスト)を受ける頃あたりからだと思えます。

しかし、ヘタノヨコズキとはよく言ったもので、検定を受けるにしても生粋の不器用が幸い?して20年前に苦節(屈折)ウン年でテクニカルプライズ(バッチテストの次段階がプライズテスト)を偶然取得してしまいました。結局最高位のクラウンプライズは2回落ちましたが、土地家屋調査士試験の合格(これも屈折ウン年)開業もあり早々と諦めてしまいました。

それから数年経ち、長男が小学校に入ったのを機に地元の雫石小学校アルペンスキースポーツ少年団(現在は雫石スキースポーツ少年団)に入団し、昨年までの11年間、男ふたり、女ひとりの3人兄弟が活動しておりました。たまたま8年前に請われて一父兄の立場からスポーツ少年団の指導者研修を受講し、スキースポ少のコーチを引き受けることになり、現在は主にゲートトレーニング以外のベーシックトレーニングとスキーの楽しさを伝授?するコーチとして指導しております。

1スポーツ少年団としては珍しくコーチの布陣が多彩で国体出場経験者4名、指導員、準指導員資格保有者、その他スキー競技経験者等総勢12名のスキー馬鹿(敬愛的な意味です。)が団員を育てあげる意識のもとにボランティアとして指導に当たっております。

私どもはいわゆるレースでの勝敗にこだわるのではなく、とにかく子供がスキースポーツを通して、スキーそのものが好きになり、またスキーを通して関わる仲間さらに大人から色々学び人間形成の一助になってくれればそれこそコーチ冥利に尽きるというものです。もちろん大会等で好成績を上げて結果を残すのは団員の目的の一つですが、結果より練習の過程を自分で考え、さらに関わっている方々への感謝の気持ちを常に抱いてほしいと思うのです。

コーチをしているととにかく色んな壁にぶち当たります。

ここ数年、特に感じていたのは団員に伝える『コトバ』の壁です。

コトバの壁といっても、別に私が訛ってしゃべるコトバの壁ではなく、コトバひとつで子供たちがいろんなとらえ方をしてしまう…そんな壁なんです。

例えば、『高い姿勢から次のターン方向に体を向けて曲がるんだよ』という言葉に対し、ある程度スピードに慣れた子であれば斜面の急な方に向かい大きな落差を

使って瞬時に切り替えしができるのですが、スピードに慣れていない子はどうしても体全体とスキーをひねりまわしてスキーそのものを曲げようとしてしまい、結果としてブレーキのかかったズレの大きなターンになってしまいます。こちらが『高い姿勢云々』の意図する結果と意図しない結果がたった『曲がる』の三文字で別れてしまうのです。そこで悩んだ挙句、簡潔に「次に進む方向に体とスキーを早く向けよう!」と指導したところ、なんとすんなり意図したとおりの滑りをしてくれたのです。

日本語は意味の多様性故に人に教えるのが難しいと常々感じますが、要は的確でシンプルな表現が運動につながる絶対条件であろうと思えます。

それと、技術を追い求めていきますと、ついつい専門用語を使いがちになります。例えばスキーの関係者でよく使う『フォールラインに向かって』とか『外向姿勢にして』とか、これって子供に言っても???がイッパイついてきますので、平易なコトバを常に意識しなければなりません。

ところで、いま書いてきたことは我々土地家屋調査士が顧客や隣接地所有者などに説明するシチュエーションに似ていませんか。何気なく言っている言葉が相手にとっては???だったということは誰しも経験があるのではないのでしょうか。

スキーの指導で反省し、仕事でも反省することが多いのですが、結局子供たちに指導しているつもりが、こちらが学んでいることが多々あることに気づきます。

いずれ、団員が理解し得るコトバと表現方法(デモンストレーション)を考察し、トライアンドエラーを私なりに繰り返しているのがいまの現状です。

団員に指導しながら実は自分のスキルアップにもなっており、ますますスキーをするのが楽しくなっている今日この頃です。これも不器用のなせる技と自負しております。ハイ。

最後に昨年3月11日をもって県内各スキー場は営業を中止してしまいました。

今シーズンははたしてどうなるのだろうという危惧がありました。無事スキー場は営業され、私も震災関連業務が一段落して、またスキーができたことに無上の幸せを感じております。

会員諸氏もこの機会に是非、非日常を体感しにスキー場に足を向けられてはいかがですか。震災復興にも繋がりますよ!



地籍問題研究会(第2回)報告

テーマ：東日本大震災の復興における地域再生と土地問題～地籍の視点から～



2011年(平成23年)12月10日(土)午後1時20分から、早稲田大学15号館102号教室において、平成23年度第2回地籍問題研究会が開催されました。副代表幹事の清水英範氏の主催者挨拶ののち、副代表幹事兼事務局長の鎌野邦樹氏、幹事の松岡直武氏の共同コーディネートにより会が進められました。今回のテーマは「東日本大震災の復興における地域再生と土地問題～地籍の視点から～」となっており、講演2件、報告4件を行ったのち、パネルディスカッションの研究会となりました。

■講演1 「東日本の再生・復興計画と土地問題」

講師は、明治大学政治経済学研究科特任教授の中林一樹氏です。首都大学東京名誉教授、人と防災未来センター上級研究委員等を務められています。

「東日本大震災の災害復興と切迫する二大地震の事前復興」として講演がありました。

講演では、15年間の地震災害について、阪神・淡路大震災(都市型)では家が壊れ火災が発生した。新潟県中越地震(山村型)では山が崩れ、東日本大震災(沿岸部)では津波被害により広域6県、60自治体が被害を受けたとの説明がありました。

これからの復興として、地域力を高め、地域の再生から東北の再生、国土の再生へ。分散と連携。縮減と活力。共同と協働。安全と安心。東北の再生は国土の再生である。120%の災害復興を、と中林先生。

また、切迫する首都直下地震、東海地震・東南海地震・南海地震を見据えて、東京都震災復興マニュアルの見直しの実施、人口が減る中で土地利用計画と市街地の再生を行う際の問題点、防災のあり方など、幅広い視点から東日本の災害復興と首都圏・西日本の事前復興の2元復興を提唱されました。

その事前復興として「地籍調査」の推進、重要性に言及がありました。

道路境界、街区(敷地集合)境界を確定し、敷地境界の確定、地籍の確定をいかに早く決めることができるかが事前復興においては重要である。と述べられました。

また、シンポジウムの中では、阪神・淡路まちづくり支援機構や東京の災害復興まちづくり支援機構(中林教授や東京会の菊池副会長が代表委員)などさまざまな職種の専門家が集まり、ワンストップで事にあたる専門家協働が大事であり、このような取組みは各地域ブロックに作るべきである。と述べられました。

■講演2 「特区制度と地籍・土地所有・利用法制の課題」

講師は、名城大学教授の安本典夫氏です。

12月7日に成立したばかりの東日本大震災復興特別区域法について講演がありました。

基本法として、東日本大震災復興基本法。個別実施法として、復興庁設置法と東日本大震災復興特別区域法と津波防災地域づくり法の内容について、復興特区法制の基本構造や特徴を「要件・手続・効果」に着目し解説されました。

特例適用の中で、「許認可の一元的処理」「土地利用関係計画の変更の一元的処理」などについて言及がありました。すべて各許認可等があったもの、変更等がなされたものとみなされることになる、とのことでした。

早急な復旧復興を進めるために、民間事業者の発言権、イニシアチブを認め、協議会への参加が期待されているようです。

■報告1 「東日本大震災と地籍整備」

報告者は、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官の長嶺行信氏です。テーマ「東日

本大震災と地籍整備」として報告されました。

東日本大震災の地殻変動の解説から始まり、地籍調査の意義について解説をしていただきました。

現地では、建物基礎や塀が津波により流されて境界がわからなくなった土地、明らかに地割れなどにより局地的に大きく変化し地図が使えない土地があることがあり、場合によっては地籍調査の再調査実施もありうるということです。現在、法務省と連携した地図の修正の取組みとして、復旧復興基準点の設置、国土地理院の変換パラメーターを使い95パーセントの地域で地籍図面の再生・ズレの修正を行った。地籍調査実施済地域は修正も早く、地震に備える地籍調査成果があると復旧復興が早い、とのことでした。

その地籍調査ですが、昭和22年から行っており、60年経過した地籍調査進捗率は全国平均49%であり(都市DID地区(人口集中地区)は22%)、また、被災地における地籍調査の実施状況は、浸水地域の9割は地籍調査実施済である。

来年度、地籍調査の予算概算要求は従来の1.4倍を行っており、復興基本法の津波防災地域づくりに関する法律の中にも地籍調査の推進を位置づけた、との報告です。

今後の課題として以下の点が挙げられました。

「被災地」では、地籍再調査が必要と考えられる地域をどのように特定し、再調査と新規の地籍調査のバランスをどうするか、また、被災地の地籍調査の進捗率は比較的高いが、地籍調査の未整備地域が復興の妨げにならないようにするには地籍調査の実施を(予算が十分でない自治体もある)中長期的な観点からどう支援していくべきかを考える必要がある。

「被災地以外」では、都市部(被害が大きいと想定されるのは建物等が密集しているとされる都市部)における地籍調査の進捗が特に遅れている。地震や津波などの被害を軽減するためには、被災前に地籍調査を行っておくことが重要である。特に、東日本大震災を教訓に東海地震や南海地震及び南海地震の対策推進地域における地籍整備は喫緊の課題であるが、地籍調査の進捗率は極めて低い現状をどのようにするか。との報告でした。

■報告2 「東日本大震災への法務省・法務局の取組」

法務省民事局民事第二課地図企画官の西江昭博氏の報告です。

前回の7月31日、第1回地籍問題研究会に引き続き、東日本大震災における法務局の対応の報告をしていただきました。

通常の相談対応に加え特設相談所を設置し登記相談の実施を行っている。震災直後は建物滅失と登記済証の流出の相談が多かったようですが、最近は継続の相談が増えてきており土地境界の相談はまだあまりない、とのことでした。

登記所備付地図の修正作業も行っている。現地に最大5mのズレが生じたため座標値の修正作業中である。できれば現地で復元し確認する作業も行いたいと考えている、とのことでした。

国土交通省との連携の中で、パラメーター変換による地図の座標値の修正作業、土地境界の復元、地図の復元調査、現地との比較調査を行っている。また、地図の精度、維持管理の問題として、地図の問題があれば地図訂正を行う必要がある。

気仙沼、大船渡の浸水、流失した閉鎖登記簿の復元回復作業も行った。

また、東日本大震災復興特別区域法の復興整備事業の円滑化のための筆界特定の特例適用を行い、土地所有者のみならず事業者による申請を認める予定があるとのことでした。土地の境界の明確化を推進するとともに制度を利用しながら「ADRとの連携」を考えているとのことでした。(浸水、流失した閉鎖登記簿を、あの状況の中で回収作業をされた法務局職員の方のことは記憶に留めたい。)

■報告3 「東日本大震災と登記・地図・境界(被災後9か月、現状と課題)」

実務家の視点から菅原唯夫氏(日調連・東北ブロック協議会会長、岩手県土地家屋調査士会会長)の報告です。

①量から質へ

岩手県陸前高田市、地籍調査は100パーセント終了している地域ですが、中には、工事計画図を法務局に納めたものもあるらしく(あくまで推測)、どうしても現場で合わないそうです。地籍調査の進捗率が高い県は、年月の経過とともに図面が劣化しており、このような状況から、地籍調査は量から質に転換していくべきではないか、との提言がありました。東北の地籍調査の進捗率の高い地域は逆に問題点も多いようです。

②不動産登記法第14条第1項地図から第4項図面にできないか。(変更したい。現地復元ができない。)

不動産登記法第14条第1項地図に指定された地図の中には精度区分も図根点も無いものがある。パ

ラメーター変換で精度は保てるか。平成20年岩手・宮城内陸地震、東北地方太平洋沖地震で二度地表面が動いている。今回の震災で問われる地籍調査と地図の問題について、地籍調査事業は量から質に転換していかないと役に立たない。なぜ、法務局は不動産登記法第14条第1項地図から第4項の地図にできないのか。すべての地図は国民の財産である。

③平成23年3月24日の法務省依頼は活かされているのか。

被災後9か月の境界について、平成23年3月24日、法務省民二第739号法務省民事局民事第二課長の依頼は活かされたか。各自治体は震災から6か月ぐらいいは土台も境界杭(標)も残っていた。10月頃から土台撤去とともに境界標も亡失していった。結果、境界標がなくなってしまった。

境界標が無くなった今後の問題は大きい。境界復元の難しさを法務局職員、土地家屋調査士は実感している。法務局の調査もかなり難しいと思われる。(土地家屋調査士の出番かもしれない。)

地図の役割、時間的な要素の問題。相対的位置の特定問題。地積変更登記(護岸工事による土地表面登記)、地図訂正、修正、土地滅失登記、パラメータ変換等による境界点のズレと筆界特定など被災地にはさまざまな教材がある。

「多くの方から支援物資、応援の言葉などを頂きましたことに感謝申し上げます。」

■報告4 「登記所の被災により浸水した帳簿等の復元報告」

坂本勇氏(元JICA専門家)からの報告です。(本誌平成23年9月号「津波被害を受けた登記簿の修復作業」ぜひとも参照してください。)

浸水した帳簿等の復元方法の「急速冷凍」と「真空凍結乾燥法」の手法について。

「急速冷凍」とは、水損によるカビやバクテリアの繁殖・劣化を抑止し、水漏れ状態を短縮し、乾燥状態で紙の伸縮を可能な限り減らして乾燥する方法のこと。また、「真空凍結乾燥法」とは、ドライアイスは固体からいきなり気体に変化するが、気圧を下げれば水でも同様の現象が起こるという原理を応用した方法である。真空凍結乾燥は、次のような仕組みで乾燥を行う。①水を含んだ帳簿類をマイナス40度程度で凍らせる。②真空にして気圧を下げる。③紙の中で凍った氷がいきなり気体になると、帳簿、図面等から水分が抜ける。図面など、元の表記寸法の

乾燥段階での収縮を防いで利用できる効果がある。

また、大規模広域災害に直面したら、①専門意識を持ち、被災現地全域の被災情報を速やかに収集する。②可能な限り迅速に(発生から48時間程度で)安全を確保し、被災現場に調査スタッフを派遣する。③調査結果と優先度に基づき、速やかに応急作業を始める。④パニック状態にある被災現地に「復旧をあきらめない」希望を届ける。⑤被災地で入手できない、応急作業資材、プラ・コンテナ、専門人材などを迅速に提供するなどのことが重要であるとのことでした。

さらに、のちほど行われたシンポジウムにおいて、当時デジタルデータに関して専門的な手立てがなかったため、現在の復旧の労力は莫大である。トータルな災害に対する備え、経済コスト感覚、合理的なセンスが必要だ、と述べられておりました。

■パネルディスカッション

司会・コーディネーター 鎌野邦樹氏・松岡直武氏。講演者、報告者をパネリストとしてパネルディスカッションが行われました。その中で、岡田潤一郎氏(日調連副会長)もパネリストとして日調連の取組みを報告されました。

(1)日調連の復旧・復興への取組み経過

阪神・淡路大震災の経験も活かしながら、土地家屋調査士の専門的知見を有効活用し、被災された皆さんの生活が早期に安定し、また、復興できるよう提言を行った。具体的には、日調連に「大規模災害復興支援対策本部」を発動し、関係各位と協議を重ね、現在、倒壊建物職権建物滅失登記の業務中であり、また、地殻変動や津波の被害により、地図の復旧が必要になっているので、土地実態調査業務を行い、地図を修正すべく、地図管理の具体的施策の基礎を構築し、街区復元作業等への支援・協力をを行っている。

(2)不動産登記手続の特例への対応

復興特別区域の中で、筆界特定手続の申請の所有権登記名義人の承諾に関しては、但し書きにより当該所有権登記名義人のうちその所在が判明しない人がいる場合は、その人の承諾は要しないとされている。このことにより、土地の境界が明確になり、用地取得や公共事業の進展が予想され、所有者が不明の場合を含め、調査、測量が可能となり、復興整備事業の円滑化が期待される。と報告されました。

最後に、全体のまとめを鎌野邦樹副代表幹事が行い終了となり、質と量、内容の濃い研究会となりました。

広報員 羽鳥光明(東京会)

あす 時代への扉 —研究所活動報告—

道路内民有地の取り扱いに関する法整備 中間報告

研究員 曾根 芳文

はじめに

この研究の目的

土地家屋調査士として日常業務を遂行しているなかで、公道や私道上に第三者名義の土地が含まれている場合があります。それらの中には、相続関係が複雑を極めていたり、所有者が不明であったりすることから、筆界立会の場面でも支障を来す事例も多く報告されていて、不動産取引上にも支障を来しているのが実情です。そこでこれら道路内民有地を中心とした諸問題をあぶり出し、その改善策を提言することで不動産取引の円滑化に資することがこの研究の目的です。

具体的には、まずは事例を収集し検証・分析を踏まえた上で、それぞれの問題点を浮き彫りにし、改善のための具体的な提言をまとめ、最終的には道路内民有地に関する法制度等に係る提言まで視野にいたれた研究を行いたいと考えています。

以下に具体的に実務者が直面する、道路内民有地の事例を挙げると

(1) 「狭隘道路拡幅分筆登記未処理事例」について

もともと里道等の狭隘道路であった公道を、主には隣接住民からの寄付行為等により拡幅し、整備されたが、分筆及び所有権移転登記は未済であったため、現に道路に供して区域認定もされている道路内に民有地が残存してしまっているケースで、いわゆる敷地内民有道路(敷民)と呼ばれているもの。
→ 古いものには底地を利用するための権原取得時期がはっきりしないものも多くありますが、いったん道路区域に編入されてしまえば私有地といっても、道路法による私権の制限が係るので自己利用はできません。道路管理上の観点に立てば問題ないものと考えられますが、利用権原がはっきりしない場合は、土地所有者との権利関係で問題を内包し続け

ていることとなります。

この問題解決には、道路管理者から土地所有者に対し、これらの部分につき一部地目変更登記を目的とした分筆を勧める中で、寄付行為も併せて依頼して行くことが考えられますので具体的な提言ができればと考えています。

一方、今日でも地方自治体では、狭隘な公道に隣接する土地に建築する際のセットバック部分につき、寄付ではなく「無償使用承諾書」等の提出による事実行為のみを権原として、分筆・所有権移転登記をせずに道路区域編入しているケースがあります。

問題はこのセットバック部分が、分筆による登記上の明確な区分けもなく一筆の一部が道路として提供されている状態なので、所有者の中には未だ自己所有地の意識が残り、道路上に自己所有物を残置したりするケースがあることです。

そもそもこのセットバック行為は建築基準法という公法上の義務から発生し、「安心安全なまちづくり」を目的として一筆の一部を道路として提供するものであり、この道路部分については地目変更登記の必要性もあり、登記上において明確な筆界を創設しておかなければ、万が一の災害時に所有権界と道路管理界が錯綜する可能性も危惧されます。但し分筆に伴う費用負担もありますので、負担軽減のためにいわゆる国土調査法第19条第5項の助成金の適用範囲の拡充の可能性も含めて提言していきたいと考えています。

一方、建築確認申請時に、簡易的に作成された現況測量図が添付されることがありますが、この図面を原因として隣接する建築敷地の面積算定において重複するケースがあり、結果的に敷地面積不足による違法建築が発生しているとの事例が報告されています。

これ等の問題を是正していくためには、普通建物建築時においても確定測量の実施が望ましいところですが、同様に測量費用の負担増の問題もあることから、上記の問題の解決策の提案とも絡めて助成金

の適用の提言も検討に値すると考えています。

(2) 「道路買収済土地の所有権移転登記未処理事例」について

古い公道の拡幅で、分筆登記はされているが名義が民間人のまま残ってしまっているもの。土地台帳時代には買収済みであっても、あえて登記しなかった場合もある。例)台帳沿革欄に「道路敷成り」と記載されているもので、実体的に所有権も移転しているもの。
→ 隣接する公道に所有者行方不明の民有地が残存している場合があり、登記上公道に接していなければ場合によっては境界確定申請自体ができないケースもあります。

これらの多くは過去の手続上、どこかで漏れや錯誤があったものと考えられますが、登記上は民有地に接している状態なので、外形的に公道に接道はしているといっても、公道との境界確定はできませんので道路区域としての証明を受けるしかありません。

また所有者が不明のため民有地間の所有権界としても確認できないので、道路区域界と民地間の筆界が一致していれば問題はないのですが、もし筆界が道路区域線より入りこむ様な場合には、紛争性を有する可能性もありますし、そもそも当該地と接道しているかさえ不明確な土地となってしまうことになります。

所有者を特定する場合、古い名義であれば相続人を調査していくこととなりますが、全当事者を特定するだけでも大変な困難が予想され、まして当事者全員との合意を得ることは事実上不可能とも思われます。そもそもこの様なケースは、自己敷地が公道に接するか否かの問題ですので、筆界特定だけでは目的を果たせません。

そこで公共用地所有者の官公署で対応してもらう他はないのですが、他の近隣土地の後退部分が寄付行為であった場合、この土地だけ用地買収を進めることは公平性に欠くとの指摘もあります。取得時効手続も考えられますが、官公署が為す民有地の取得時効は、先例はあるものの実施には道義的な難しさもあり、実施し易いような制度作りが必要であると考えます。この問題についても提言ができるよう検討していきたいと思えます。

(3) 「建築基準法第42条第2項道路等の分譲業者不存在事例」について

公道や私道と接する分譲民有地部分に接して、セットバック部分の分筆土地があり、これが既に連

絡が取れない開発業者や元地主名義のままになっている場合や、道路内に同様に第三者名義の土地が残ってしまっている場合。

→ 建築基準法上の接道要件の判定は、現に道路と接しているかどうかですが、(2)の問題同様、所有権界が確認できないことで、筆界との齟齬がある場合は接道要件にも関係してきますので、不動産取引上の問題が生じることがあります。当然、道路上に存する部分なので、こちら側の占有状態には無く取得時効も成立し得ません。筆界特定申請も可能ですが、処理に時間が掛かってしまうことがあります。

この場合、調査において、後退部分の道路線が建築基準法上の接道要件を満たし、かつ、筆界と思しき線とも一致しているかを検証した上で、当該第三者との権利関係に変動を及ぼさないことが確認できるのであれば、土地家屋調査士が専門家として提供する報告書の提供を持って不動産取引上において安心を提供できる様な制度設計ができないかを検討したいと考えています。

(4) 「個人名義の道路の境界立会」について

隣接する私道所有者に対し境界確認のための立会いを求めたところ、立会いを拒否されたり、場合によっては高額な立会料を要求されるケース。

→ 民間所有の道路には、①私所有のまま道路認定されている私道と、②認定されていない普通の私道とがあります。①の認定道路の場合には、官公署との間で道路区域としての証明を受けることができますが、当然境界の確定はできませんので、所有権界の確認が必要な場合、別途土地所有者との境界確認をする必要があります。

この際所有者が立会いに応じないケースや当事者を特定できない場合、道路区域線(現道)と筆界と思しき線が一致していれば区域証明書の交付手続だけで済ませる場合もありますが、不一致が生じていて、かつ、民有地間の境界が道路区域線より自己敷地内に入りこむ場合には、非接道状態になってしまう可能性もあります。

官公署としては、何れにしても道路区域線の位置に変動はないとの観点から、民有地間の境界には直接的に関知しないという立場でしょうから、所有権界の立会い確認が不可能の場合であっても、調査の段階で道路区域線と筆界と思しき線の双方が一致していることを確認しておく必要性があると考えますので、専門家としての知見が必要となります。

一方、②の通常の私道で立会い拒否の場合は、現

況の道路の線と筆界と思しき線の双方が一致していると推定できたとしても、私道ですので官公署からの道路区域証明書等の発行はありません。所有権の立会い確認ができない以上、代替的措施として「筆界特定制度」という手続が用意されていますが、手続上時間がかかり、必ずしも合理性のある結果が得られるとは限りません。

そこで現況の道路の線と筆界と思しき線の双方が一致している場合に限り、土地家屋調査士が公証力に準ずるような報告をすることで迅速に対応できる手続を制度化できないかを検討していきたいと考えています。

(5) 「多数の所有者または相続人の合意を要する私道との土地境界立会」について

相続登記が現実的に不可能なほど相続人が鼠算で多数にわたる場合がある時の対応。

→ 隣接する私道が古い名義人のままで相続人全員を特定することが困難な場合や、大規模な分譲地の位置指定道路等が多人数の共有名義になっている場合、全員から境界確認の合意を取り付けることは困難を極めるのが実情です。

境界確認行為については所有権界の協議と捉え和解契約とするのが通説ですが、処分行為は原則全員の合意が必要となりますので、条件が揃わない場合には協議不成立となる場合もあります。ましてその境界確認行為によって、従来の境界線が変更される可能性があるとなれば、他の共有者との権利関係に影響しますので当然に処分行為であり、全員参加の

協議が必要であると考えます。

その一方、確認される所有権界に何ら変更を加えるものでなく、筆界と思しき線とも一致していることが調査の結果、立証できるのであれば、処分性のない事案として保存行為の一環として、単独又は一部の共有者との立会い確認を持って対処することはできないであろうかと考えています。

もちろん筆界特定制度を利用することはできますが、上記同様、特定までに時間が掛かってしまうという問題があります。

そこで、専門家である土地家屋調査士が関与しその職責を持って、処分性のない事案であることを立証した上で、隣接私道との筆界確認の要件を具備し、法律的にも安定した状態を維持し、かつ、登記にも反映できるような新たな仕組みをつくることができれば、円滑な不動産の取引に寄与することに繋がると考えています。

以上、これらの道路に係る諸問題は、何れも道路法、建築基準法等と密接に関わってきます。道路後退部分や位置指定道路は、これら公法上の義務を通じて「安心安全なまちづくり」という、広く一般公共の利益のために、それぞれが私権の一部を提供して担っている行為であると考えられますので、その実務面の運用においてもこの考えに基づき、円滑かつ、効率的に事業や業務を進めるためには、専門家として今以上に貢献して行く必要性があり、その目的のための新たな制度設計が提案できればと考えています。

国土調査法第19条第5項についての今後の研究について

研究員 三嶋 元志

近日においては今後の国土調査法第19条第5項(以下「19条5項」という。)のあり方について、検討している土地家屋調査士は多いのではないかと考えられます。

私なども、日頃、土地家屋調査士の実務を執り行っている者として、地図の普及には力を入れなければならないものと思うことがあり、19条5項を通じ、国民が安心できる地図をたくさん作成できないものかと考えていた1人であります。

平成22年4月1日、国土交通省では都市部におい

て地籍整備の推進による街づくり支援を行うため、19条5項を通じ地籍整備を実施する都道府県、市町村及び民間事業者等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立するための地籍推進調査費補助金制度の要領が定められました。

今までは国が指定し計画した場所以外の地籍整備事業の実施は困難でしたが、この補助金制度が定められたことにより、民間事業者による地籍整備も考え方次第では容易にできるものになってきたものと考えられ、ゆえに、地籍整備事業の成果としての地籍図、後に不動産登記法第14条第1項地図となる

成果が、国民の希望により容易に作成することができるようになったと考えています。

日頃の業務において、筆界を確認し、基本三角点等に基づきその確認した筆界点測量を実施している私達土地家屋調査士は、この制度に対し国民に協力できる資格者であると思ひますし、国民よりこの補助金制度の利用を目的とする19条5項申請と併せた土地の調査測量を依頼される場合も想定されることとなります。

言いかえれば、この19条5項の申請に対し実務者として新たな知識を得て国民からの依頼を受けなければならないということになり、私達土地家屋調査士の新たな実務として、精査しなければならない時期に来たものと思ひます。

このような中、今般、私は幸いにして、日本土地家屋調査士会連合会研究所の研究員に任命され、研究所長から19条5項の申請について検討し、研究する機会を与えられました。

私の今般の研究課題は、この19条5項を通じ各所に地図ができるためには、どの様にすればよいかを検討することを基礎としたいと考えています。

そこで今後の研究計画は、下記の順を踏み、検討していきたく考えています。

1、実務者が思う疑問点の整理と解決

今現在、19条5項の申請を提出されているという情報は非常に少なく、この文章を書いている私でさえ、現段階では実務未経験者であります。

今後研究を行うに当り、国土調査法の作業工程や土地家屋調査士の調査・測量実施要領等に基づき、工程管理表を作成し、その作業工程一項目毎法令等に照らし合わせ疑問点がないか第一段階として検討したいと考えています。

現段階で問題点とし定義しているものは細かいものも含め幾つかありますが、特に問題視しているのは東日本大震災後の基準点の利用方法にあります。

国土地理院からは平成23年10月31日に東北地方太平洋沖地震に伴う三角点及び水準点の測量成果の改定値の公表に伴い座標補正パラメータ及び標高補正パラメータの公表がされ、今までの測地成果2000から測地成果2011への数値変換作業は容易にできます。

19条5項の申請の場合、対象地域は都市部という

ことですので、申請する地域には既に街区基準点等の基準点が設置されているはずですが、この街区基準点等の測地成果2000から測地成果2011へ既知点の成果変換し利用する場合には、手続の上では国土地理院の助言や認証が必要となり、かつ、その成果を変換する計画し申請するものは管理者である地方自治体になります。各地方自治体によっては、その測地成果2011に改測等する手法は、GPS測量による改測、パラメータ変換による改算など様々であり、また未だその計画がない地方自治体も存在しているようであります。

このような状況の中、地籍調査作業規程準則第32条の測量の基礎となる点の対処はどの様に手続してゆくのか検討しなければならず、この基礎となる基準点や図根点設置の計画段階で19条5項申請提出の支障になっている場合も考えられる。

このような細かい疑問点を全部整理し、今後土地家屋調査士が本事業をスムーズに計画できるよう一つ一つ整理していきたく思います。

2、受託体制の提案

作業手法が確立できれば、後は受託推進をどの様に実施するか検討することになると考えます。

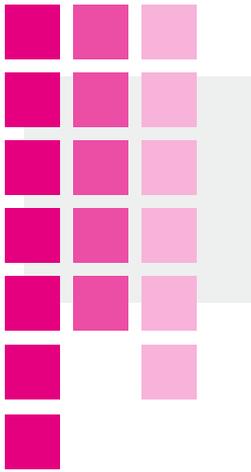
この19条5項のメリットは様々であります、私自身は国民が自主的に地図の作成をできることに最大のメリットが有るものと感じています。

例えば、不動産登記法第14条第4項地図地区では、土地の位置及び形状が錯雑化し、各々1人の土地所有者では解決できず、利害関係地全員の協力体制がないと解決できない地域などが多く存在しています。

この様な地域を19条5項の補助申請を利用した実務を行い、問題を解決しその成果を地図として備える等、国民に対し提案を行い、その業務を受託することも考えられます。

受託に際しては、多数の土地所有者からの受託も想定され、このような場合の受託体制や、土地所有者との円滑な契約方法等を検討していきたく考えています。

現段階では以上の計画をし、今回の研究を通じ、19条5項により多くの地図が作成される手法を見いだせればと思っています。



境界シンポジウム in 福岡2011

平成23年11月23日(水)、アクロス福岡イベントホールにおいて、福岡県土地家屋調査士会(以下「福岡会」という。)主催による「境界シンポジウムin福岡2011」(第2回全体研修会)が開催されました。今回のシンポジウムでは、「境界とはなんだろう。」をテーマに、一般の方にも日頃あまり身近に関わることの少ない「境界」について少しでも理解してもらいたいという趣旨から、寸劇→基調講演→パネルディスカッションの3部構成にて行われました。

内 容

第1部 寸劇 みんなで学ぼう「境界ってなに？」

出演 児童劇団「つばさ」の小学生5人、女性大人1名
福岡県土地家屋調査士会会員1名

第2部 基調講演 「境界紛争について」

福岡県土地家屋調査士会 顧問弁護士 大神昌憲 氏

第3部 パネルディスカッション

テーマ「境界紛争の解決方法」

パネリスト	福岡県土地家屋調査士会	顧問弁護士	大神昌憲 氏
	福岡法務局民事行政部不動産登記部門		
	地図整備・筆界特定室長		原 謙二 氏
	境界問題解決センターふくおか 調停員		高木明彦 氏
	福岡県土地家屋調査士会	業務部長	菊谷 龍 氏
	市民代表		中原和美 氏
コーディネーター	福岡県土地家屋調査士会	副会長	浦志文明 氏
		理事	衣川和敏 氏

草賀裕一会長挨拶

今回で「シンポジウムin福岡」は5回目の開催となります。昨年は、土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年という節目の年でした。今年度は、次の節目へ踏み出す年として原点に返り、土地の境界の専門家として「境界」について考えてみよう！また、一般の方にも知っていただくという趣旨に基づき開催に至

りました。

本日のシンポジウムで、「境界」について少しでも知識を持っていたら、隣人との境界トラブルの防止にも繋がります。また、仮にトラブルとなった場合でも、相談先や相談方法等が分かっていたら戸惑うことなく、また、困ることなく対応できるのではないのでしょうか？ぜひ、「境界」について理解を深めてもらいたいです。

境界シンポジウム in 福岡 2011 入場無料

日程 平成23年11月23日(水) 13:00~16:30
会場 アクロス福岡

「境界」とはなんだろう。
「境界」トラブルは、どうやって解決するの？
「境界」トラブルを解決するには、どうしたらいいの？

第1部 寸劇 みんなで学ぼう「境界ってなに？」
第2部 基調講演 「境界紛争について」
第3部 パネルディスカッション 「境界紛争の解決方法」

交通ACCESS
福岡県土地家屋調査士会 TEL 092-741-5780

1 第1部 寸劇

第1部は、児童劇団「つばさ」に所属する小学校6年生の5名、お母さん役として女性1名と隣接地所有者役として福岡会会員1名の計7名による約50分間の寸劇が行われました。

内容は、以前から近所に持っていた土地に家を建てるという設定で、お母さんと子供たちがその土地でマイホームや庭の夢を語る中で、隣接地で畑を耕している方との境界の話に進展していくという展開になっていました。

また、劇の中で分かりにくい事柄や難しい言葉については、解説者としての席を舞台上に設け、弁護士と土地家屋調査士が、その都度小学生に教えるように説明をしながら進めていくといった手法で行われたので、一般の方にとっても単に劇を観るというだけではなく、解説付きの劇という感じで、非常に分かりやすかったのではないかと印象を受けました。



第1部 寸劇

2 第2部 基調講演

先の寸劇に引き続いて、福岡会顧問弁護士である大神昌憲氏から、前半は「境界」についての主な説明として、「筆界と所有権界の違い」、「境界標の種類・刑事罰・効力」及び「地図の種類(不動産登記法第14条地図・地図に準ずる図面)、復元能力」等の話が図面や

写真を基に行われました。

さらに後半では、「境界紛争の種類」つまり「地番範囲の争いと所有権範囲の争い」についての説明が行われ、それに伴う取得時効についても説明がなされました。参加されている一般の方を意識して、とても丁寧な説明がなされていたためか、私の隣の席の方は何度も頷きながらじつくりと話を聞かれている様子でした。

3 第3部 パネルディスカッション

第1部の寸劇で行われた事案を基に、隣接者と紛争が起こった場合の解決方法についてのディスカッションが行われました。



第2部 基調講演

コーディネーターとして、福岡会の浦志副会長・衣川研修部理事が進行を行い、パネリストに福岡会顧問弁護士の大神氏、福岡法務局不動産登記部門から原室長、市民代表として中原氏をお招きし、本会の高木委員と菊谷業務部長を交えての話となりました。

「ADR・筆界特定制度・境界確定訴訟」という解決方法について、それぞれの特徴の説明が行われ、市民代表である中原氏にも理解していただけるようなわかりやすい言葉や表現を用いて、進行が進められました。ディスカッションの中では、ADRがいいのか?筆界特定制度がいいのか?などと迷う場面もあ



第3部 パネルディスカッション
(コーディネーター)



第3部 パネルディスカッション
(パネリスト)

りましたが、最終的には、中原氏から「境界のことに関しては、まずは、土地家屋調査士に相談します。友人等から相談があれば、土地家屋調査士に相談することを勧めます。」という言葉が頂けたので、今回のシンポジウムの意義があったのではないかなと思いました。

4 その他

今回もシンポジウムと同時開催で、入口付近のフロアでは、「資料展示」(古い地図や地形図等のパネル展示)と「境界問題に関する無料相談会」が行われました。

無料相談会では、理事と境界問題解決センターふくおかの委員による相談対応がブースごとに行われ、合計6組の相談がありました。

5 まとめ

今回のシンポジウムは、会長の挨拶の中でもあったように「境界」について一般の方に、「もっと知りたい。」との強い思いから内容

や構成を考えたため、研修会としては内容に物足りなさを感じた会員も多かったようです。

しかし、専門家としては、一般の方の「境界」に対する認識の低さを理解することで、今後の業務において、原点に戻り、関係者に対



無料相談会の風景

しては、なお一層十分な説明や理解しやすい言葉を使う必要があることを、再認識できた研修会ではなかったのかと思います。

また、一般の方からもアンケートに回答を頂きました。「よく理解できた。」という意見が多かった中で、なかには「より具体的な解決方法を明示してほしい。」「弁護士や司法書士ともコラボでシンポジウムを開催してほしい。」等といった貴重なご意見を頂きました。

今回は例年以上に一般市民への広報活動に力を入れました。官公署へのポスター・ちらしの配布、市町村広報誌への掲載、新聞広告、

福岡市地下鉄の広告等を行った結果、本会会員241名、他県会会員20名、一般73名の合計334名の参加者がありました。

今回のシンポジウムでは、「土地家屋調査士」及び「境界」というものの存在を、一般の方々に対して少しずつではありますが、わかりやすくアピールしていく機会となったように思います。

最後になりましたが、今回、参加していただいた方々及びご協力をいただきました関係各位に御礼申し上げます。報告とさせていただきます。

広報員 日野智幸(福岡会)

会務日誌

2月16日～3月15日

2月 16日～17日

第6回理事会 ＜審議事項＞

- 1 平成24年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会eラーニング利用規約の新設(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)について
- 6 連合会会費減額依頼への対応について
- 7 第8回国際地籍シンポジウム実行委員会の設置について
- 8 「FIG Working Week 2012 (ローマ大会)」の対応について

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 2 平成23年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 3 照会回答集の作成について
- 4 団体定期保険における今後の対応について
- 5 第8回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 6 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式の改訂について
- 7 連合会における平成24年度の主要な会議に関する日程(案)について

- 8 平成24年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

16日～17日

第6回理事会業務監査

17日

第3回特定認証局運営委員会

＜協議事項＞

- 1 電子証明書(ICカード)発行状況について
- 2 平成24年度特定認証局事業計画(案)及び予算(案)について
- 3 「情報管理システム」のシステム更新について
- 4 暗号アルゴリズム移行について
- 5 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行への対応について

21日～22日

第2回日調連ADRセンター委員会

＜議題＞

- 1 運営報告書の集約等について
- 2 ADR担当者会同Web会議の実施について
- 3 平成24年度の活動方針について

第3回日調連筆界特定制度推進委員会

＜協議議題＞

- 1 各土地家屋調査士会における筆界特定事例の研究について
- 2 研修マニュアルの作成について
- 3 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携に関する研修について
- 4 ADRセンターの活用方法について

22日～23日

第7回業務部会

<協議議題>

- 1 「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」の運用状況の第2次調査とりまとめについて
- 2 改訂指針による実地調査と規則第93条不動産調査報告書に関する対応について
- 3 土地家屋調査士報酬に関する考え方の会員への周知について
- 4 eラーニングコンテンツ作成
- 5 東日本大震災に伴う業務の取りまとめについて
- 6 二線引畦畔に関する諸問題について

23日～24日

平成23年度第3回監査会

27日

第13回正副会長会議

<協議事項>

- 1 今後の特別研修の運営等について

調査士の代理業務の制度化に関する第2回(電子)会議

<議題>

- 1 平成23年度の研究所研究テーマ「土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化」について

28日

第4回社会事業部(電子)会議

<協議議題>

- 1 ADR運営報告書の集約について
- 2 ADR担当者会同Web会議のモデル開催について
- 3 平成23年度社会事業部事業における今後の対応等について

28日

19条5項認定関係に関する第2回(電子)会議

<議題>

- 1 平成23年度の研究所研究テーマ「国土調査法第19条第5項による土地家屋調査士の地図作成事業」について

29日

第3回調測要領委員会

<議題>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

3月

6日～7日

第2回全国ブロック協議会会長会同

<議題>

- 1 連合会各部等活動報告
- 2 第69回定時総会提出議案について
- 3 今後の特別研修の運営等について

8日

第5回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 「第6回つくば国際ウォーキング大会」の記事について
- 3 土地家屋調査士の本棚について
- 4 「事務所運営の必要知識」について
- 5 平成24年度の会報の掲載記事について
- 6 「地名散歩」について
- 7 G空間EXPOについて
- 8 平成23年度事業経過報告及び平成24年度各部事業計画(案)説明要旨について
- 9 ホームページについて

8日～9日

第5回研修部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)制度について
- 2 eラーニングについて
- 3 土地家屋調査士特別研修の今後の方針について
- 4 土地家屋調査士会における研修に関する調査結果について
- 5 平成23年度研修部事業経過報告書について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の支援について

9日

平成23年度CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度に関する諮問について

12日

第5回研究所会議

<議題>

- 1 平成23年度研究所の各研究テーマの年度総括及び平成24年度の対応について
- 2 第2回研究所全体会議の運営について
- 3 G空間EXPOに係る研究所の対応について
- 4 平成24年度の研究所体制について

13日

不動産登記規則第93条調査報告書PT(第3回)会議

<議題>

- 1 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改訂について

15日

第7回総務部会

<議題>

- 1 第69回定時総会提出議案等について
- 2 照会回答事例集(Q&A)について
- 3 「研究所のクラウド・ストレージ(外部サーバー)使用者における文書の取扱いについて(内規)」(案)について

日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会

役員合同研修会(意見交換会) 報告

—連合会と全公連をお迎えして共に希望輝く土地家屋調査士制度となる糸口を語り知ろう—

岡山県土地家屋調査士会 金関 圭子

平成24年2月4日午前9時から12時まで、標記研修会が岡山において開催された。今回の意見交換会は、中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「中公連」という。)からの要望を受け、日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会(以下「中国ブロック協議会」という。)の開催に合わせて実現されたとのことである。まさに土地家屋調査士制度の未来を拓くという思いを込めての企画が実現したものであろう。

当日は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)役員、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)役員と中国ブロック協議会役員が膝を交えて、未来に向けての制度の発展のあり方を真剣に議論する場となった。

まずは、永美中国ブロック協議会副会長の司会のもと、伊藤中公連会長が開会を宣したのち、竹内日調連会長、柳平全公連会長、西本日調連顧問の3名の挨拶があった。冒頭からトップギアに入った言魂の連続で、限られた時間を有意義なものとするべく熱意を感じた。

次に、小迫広島協会副理事長が座長として選出され、以下のパネリストが紹介された。

日調連	竹内八十二会長
同	岡田潤一郎副会長
全公連	柳平幸男会長
同	林俊男副会長
日調連	西本孔昭顧問
中国ブロック協議会	高山吉正会長
中公連	伊藤宏幸会長



全公連の展望を語る柳平会長

はじめに小迫座長は、現在の登記申請件数が近年減少傾向にあること、また土地家屋調査士受験希望者数が平成元年には1万人を超えていたのに対し、近年5千人と半減している傾向をデータで示したのち、各パネリストに土地家屋調査士制度の現状の認識に対して応答を求めた。その結果、以下のような意見があった。

- ・いわゆる3条業務は減少傾向にあることには違いない。そこで我々の顧客はだれか？そのニーズはどこにあるか見据えて動かなくてはならない。
- ・平成14年改正による報酬規定の撤廃から全国的にも報酬の低廉化の傾向がある。我々はいたずらな廉売の要求に屈せず、エンドユーザーの顔をみて仕事をすべきである。
- ・土地家屋調査士試験の第一次査定は9割から6割に軽減され、合格者の質の低下を認めない。そのため、新人教育を徹底していきたい。
- ・法律の制定にあたり、私たちはその法律を熟知することはもちろん、法律に伴う施行通達や依命通知までも読み込むべきである。それを踏まえて、組織として、また個人として対外的な折衝をしていくことが必要である。
- ・このたびの震災の復興に際しても、将来価値のある位置情報を土地家屋調査士として提供すべきであり、行政に働きかけをしていきたい。権利の明確化を意図する地図作成はまさに土地家屋調査士として積極的に取り組むべき仕事である。
- ・全公連は不動産にかかる権利の明確化推進事業を

展開し、新たな公益事業を展開するステージとなっている。これまでの事業者団体ではなく、公益事業者となって活動していくことを熟慮断行したい。

次に座長は、土地家屋調査士制度の将来のためにそれぞれの組織が担うべき役割について提議した。それに対し、以下のような意見が述べられた。

- ・日調連と全公連、本会と公嘱協会との関係は決して相対するものでなく、発展的に連携しなければならない。
- ・そのためにも情熱と見識をもってともに情報を共有し、意思疎通を図ることが必須である。
- ・会員は政治連盟に加入すべきである。そして土地家屋調査士制度を各組織が支える体制作りも必要

である。

最後に会場から質問があり、土地家屋調査士としての筆界特定委員への関与のしかた、CPDに対する意見も述べられた。

多岐にわたる内容であったにも関わらず、小迫座長の軽妙で機知にとんだ進行により、パネリストと会場が一体となり、有意義な時間となった。

制度をとりまく環境の激変に土地家屋調査士制度も本質的な変革を迫られている。日調連、全公連、ともに組織として土地家屋調査士制度の発展を願う思いは同じである。後代に希望輝く制度としてバトンが渡せるよう、現職各役員の手腕が発揮されることを期待する。

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成23年度土地家屋調査士新人研修(近畿・中部・中国・九州・東北・北海道ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

近畿ブロック協議会(73名)

大阪会(30名)

九 鬼 和 成	中 野 壽 哉
金 城 一 史	柳 澤 尚 史
福 原 秀 敏	塚 田 徹
石 本 修 一	藤 本 雅 也
南 口 浩 浩	加 藤 久 晶
松 久 保 貴 弘	岡 田 丈 嗣
長 岡 康 幸	和 田 小 弥 太
中 島 賢 一	吉 本 康 延
北 村 讓 史	小 林 俊 彦
松 内 正 樹	大 津 拓 馬
生 田 廣	平 尾 正
長 谷 川 裕 紀	北 野 美 紀
面 尾 佳 代 子	杉 村 光 昭
今 江 滋 晴	栗 谷 正 彦
相 澤 襲 雄	前 田 康 裕

京都会(15名)

瀧 野 潔	南 田 真 一
濱 口 育 也	海 本 貴 之
西 村 好 高	瀧 野 和 博
清 水 葉 子	中 野 由 倫
長 山 敏 市	白 尾 賢 作
島 田 弘	堀 内 広 正
根 川 薫	金 山 卓 也
小 森 健 司	

兵庫会(15名)

兒 玉 健	井 上 勝 彦
瀬 尾 武 夫	谷 博 之
杉 本 繁 俊	中 原 俊 二
横 田 史 生	世 良 田 浩 司
安 部 憲 孝	池 端 徳 幸
二 杉 隆 志	西 村 隆 幸
小 野 敏 国	呉 本 守 男
竹 内 敏 雄	

奈良会(6名)

京 田 大 介	鍵 竜 二
湯 田 克 己	坂 本 嘉 之
奥 村 昌 子	渡 部 良

滋賀会(4名)

嶋 谷 健 児	川 瀬 善 行
伊 藤 高 昭	古 川 勲

和歌山会(3名)

松 本 光 弘	千 賀 隆 平
貴 志 真 士	

(順不同・敬称略)

中部ブロック協議会(50名)

愛知会(34名)

杓名 錠二	篠崎 優里
小栗 隆宏	小谷 勇人
水野 敦司	星野 義隆
西山 広明	鈴木 伸幸
樋口 英親	小原 洋介
清水 範和	黒坂 剛士
柴田 直樹	満永 勝志
原田 伸太郎	北川 泰之
伊藤 卓	大須 賀亮
鈴木 良剛	岩川 彰久
黒柳 勇磨	戸崎 貴仁
遠山 安宏	橋本 正彦
吉野 幸介	石原 健一
蒲生 佳大	伊藤 靖
佐貫 誠司	中田 英敏
白瀧 康浩	伊藤 宏
杉浦 正隆	釣 竜生

三重会(6名)

西川 光一	近藤 真史
前橋 克典	内山 憲一
小林 弘仁	前川 幸久

岐阜会(5名)

鈴木 久士	可知 峰利
山田 昌幸	佐竹 希仁
荒川 雅樹	

富山会(3名)

中井 覚三	追田 昌一
石山 努	

福井会(2名)

井上 慎太郎	竹松 和司
--------	-------

(順不同・敬称略)

中国ブロック協議会(24名)

広島会(10名)

宮本 真光	宮 修
籾 義晶	折出 英雄
仲西 功	諸岡 仁志
萩原 孝敏	日野 昌之
保田 典之	浅野 貴伸

岡山会(9名)

大橋 智徳	沖田 昭
大元 健示	河合 清人
定本 進	中川 猛
若松 将弘	栗井 洋充
土屋 雅裕	

山口会(3名)

福田 真也	前田 祐史
百合 野崇	

鳥取会(2名)

下田 剛	小村 達大
------	-------

(順不同・敬称略)

九州ブロック協議会(52名)

福岡会(10名)

力丸 英俊	庄崎 泰広
富安 誠	江頭 勉
坂本 充則	河野 明行
中野 雅介	宮崎 秀明
西村 裕伸	名田 義一

大分会(7名)

三田 井勉	野田 斉
衛藤 正行	高田 吉博
柳瀬 信彦	其田 隆司
三浦 健司	

佐賀会(3名)

中山 玲子	松本 丈弥
庄野 忠昭	

熊本会(13名)

中村 英太郎	竹内 明史
重森 雅博	梶野 雄志
上村 淳一	盛岡 将吾
丸田 慎太郎	有村 義和
松中信也	岡山 悌幸
平林 陽兵	坂本 淳
渡邊 仁也	

長崎会(4名)

小川 寛	竹永 智彦
高比 良航	松屋 徳夫

鹿児島会 (8名)

有馬勝郎	浜田一平
今村浩和	梶真琴
守田真一	安樂行高
吉嶺孝史	植原健介

宮崎会 (7名)

本村正博	野中威志
河野一郎	甲田俊一
小堀正太郎	兒玉傑互
中村仁司	

(順不同・敬称略)

東北ブロック協議会(22名)

宮城会 (10名)

藤田高德	芹沢佳人
小原俊則	真船篤
菅澤徹郎	丹野亮一
佐藤誠	粟野博之
菊地雅通	久道弘果

岩手会 (2名)

下斗米佑太	千葉崇平
-------	------

秋田会 (3名)

佐藤良夫	桂田仁平
伊藤奈保子	

福島会 (3名)

鈴木英範	高橋民衛
菊池研	

青森会 (4名)

角野太	三上大介
柿崎博	新谷智央

(順不同・敬称略)

北海道ブロック協議会(13名)

札幌会 (10名)

糸田和司	坂井宗徳
竹田幸雄	竹田雄一
佐々木昌也	谷和久
川端慶治	山本正樹
菅原巧	佐々木琢至

函館会 (1名)

鈴木正幸

旭川会 (1名)

渡辺めぐみ

釧路会 (1名)

坂口卓郎

(順不同・敬称略)



土地家屋調査士の本棚

Q & A 表示登記オンライン申請の実務

表示登記オンライン申請実務研究会 編著



内容

表示登記オンライン申請を利用する際の疑問点、留意点等をまとめた実務解説書です。初任者の方にもわかりやすいよう、画像を参照しながら解説しています。また、全167問のQ & Aとは別に、申請用総合ソフトの便利な利用方法等も収録しています。参考資料として、申請方法一覧表や、オンラインにより証明書の請求をすることができる登記所一覧も収録しています。

A5判 400頁
定価(税込) 3,570円
割引価格(税込) 3,210円
発刊元：日本加除出版株式会社
発行日：2011年11月7日

本の内容

第1編 表示登記オンライン申請の概要

第2編 オンライン申請Q&A

第3編 表示登記オンライン申請 ワンポイント

第4編 参考資料

発行・販売 日本加除出版株式会社 <http://www.kajo.co.jp/>

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 電話：03-3953-5642 (営業部) FAX：03-3953-2061

ホームページまたは電話、FAXにてお申し込みください。

いざ実践！ 森林境界明確化 問題のとらえ方と解決の仕方

竹島喜芳 著



内容

わが国では自らが所有する山林の位置や森林境界が分からない人が少なくない。森林が誰の土地かもわからない状態では、森林の公益的機能を高めるために必要な間伐などの事業を進めることができない。農山村では森林境界の明確化が大きな課題となっている。

本書は、森林境界明確化の全体像をとらえ、境界の明確化にはどのような問題点があり、その解決方法とはどんなものなのか、戦略や戦術、ハウツーを提供している。キーパーソンや人材確保、境界確認活動に必須のツール、準備の方法、立会、測量から情報管理まで、担当者に役立つ実践ノウハウを著者の経験からまとめている。

A5判上製 176頁
定価(税込) 2,310円
送料 350円
発刊元：全国林業改良普及協会
発行日：平成24年3月1日

1章 この本の目線／2章 動き出す前に攻め方を考える／3章 事業の全貌を見渡す／4章 人材確保①／
5章 人材確保②／6章 人材確保以降／7章 戦略を組み立てるツール／8章 立会①／
9章 立会②／10章 測量／11章 情報管理／12章 森林境界明確化加速化のポイント

発行 一般社団法人 全国林業改良普及協会 <http://www.ringyou.or.jp>

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル 電話：03-3583-8461 FAX：03-3584-9126

インターネット書店もしくは発刊元へお申し込みください。

ちょうさし俳壇

第323回



西行忌

水上陽三

引く鴨と見ゆ集散をくり返し
引鴨の翔ちたる音に首竦む
海坂の初出は古事記鳥帰る
花在らば月在らばとて西行忌
西行忌寝間の障子の月あかり

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

山姥の出しあたりの櫛芽搔く
片栗や水音透ける埋め樋
飛花落花まだ捨てられぬ真数表
潦しばし落花をとどめをり
霧や白黒映画の絵看板

岐阜 堀越貞有

春一番補欠選手が新主将
花の名を誰にも告げず種を蒔く
ちよつかいは何時も弟春炬燵
精根にせいこん重ね菊根分
春浅きアドリア海の波白し

東京 黒沢利久

境内の賑はひ始む梅の花
白梅や泉鏡花の碑に日差し
仏壇の鉦の音して春の宵
原発の有無春愁にかかはれり
大地震の一年のちの春の海

茨城 島田 操

啓蟄や気力が五分の畑仕事
冴え返る訃報の受話器とりしより
佳き便り廻し読みして春炬燵
この辺り茅花摘みたる覚えあり
咲き匂ふ結婚記念に植ゑし梅

埼玉 井上晃一

就職の内定届く梅の花
だるま市目玉なき顔それぞれに
道場の扉を閉めて寒の果
節分の妻が鯛を焼いてをり
積雪やバス来る方に首伸ばす

今月の作品から

水上陽三

清水正明

山姥の出し辺りの櫛芽搔く

山姥の曲舞を歌って有名となった百ま山
姥という都の遊女が、善光寺に詣でる途次
山中で山姥と逢うという、世阿弥作の、能
の一つから発想されたものと思う。写生ば
かりでなくこのようにして、詩作りの幅を
広げることも大切と思う。

春一番補欠選手が新主将

堀越貞有

春の到来とともに選抜高校野球選手権の
季節を迎えた。チームが甲子園に行くのか
行かないのかは別として、新たに編成され

た野球チームに補欠選手として加わった生
徒が、ずば抜けた統率力を買われて主将に
指名されたものである。意外な展開を春
一番の強風にのせて、新しいチームの前途
に夢を託しているのである。

黒沢利久

境内の賑はひ始む梅の花

太宰府の天満宮にしても、東京の湯島天
神にしても、菅原道真を祭る天神社と、梅
の花とは切っても切れない縁がある。今年
の梅の開花はだいたい遅れてしまい、聞くこ
ろによれば、湯島天神の祭りにも梅の開
花は間に合わなかったとか。それはそれと
して梅の花が咲き始めるとともに当然のご
とく人出も増してくるのである。

島田 操

啓蟄や気力が五分の畑仕事

今年の啓蟄は三月五日。地中の虫が顔を
出す頃ともなると霜の降る日も少なくな
り、農家は春耕の時期を迎えるのである。
当然作者も畑仕事を始めなければならず仕
事に掛かったものの、長い冬の休みの間に
体もなまってしまったものである。思う
ように体が動かず、気力五分で頑張ってい
るようなものだと自嘲的な思いを表白して
いるのである。

会長レポート

REPORT

2月16日
～3月15日

2月16日～17日

第6回理事会

各副会長、竹谷専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

<審議事項>

- 1 平成24年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会eラーニング利用規約の新設(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)について
- 6 連合会会費減額依頼への対応について
- 7 第8回国際地籍シンポジウム実行委員会の設置について
- 8 「FIG Working Week 2012 (ローマ大会)」の対応について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 2 平成23年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 3 照会回答集の作成について
- 4 団体定期保険における今後の対応について
- 5 第8回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 6 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式の改訂について
- 7 連合会における平成24年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 8 平成24年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

19～20日

関東ブロック協議会と日調連役員との打合せ会

関根副会長、加賀谷・小保方・中塚各常任理事、瀧下・高橋・漆畑・餅田各理事出席

日調連の現在までの執行の事業経過報告を関根副会長及び各理事から報告

20日

国土交通省地籍整備課担当者と国土調査法第19条第5項等について打合せ

林副会長、小林常任理事出席

21日

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会平成23年度第2回研修会

講演の中で、今後の日調連としての業務に関する方針を述べるとともに、各公嘱協会に対しての各協会社員も土地家屋調査士会会員であることを強調し、各社員の業務基盤の安定のため努力していただくよう要望をした。

22日

小宮山洋子議員「衆議院議員小宮山洋子『新春の集い』」元日弁連会長の(現日弁連政治連盟会長)平山正剛氏の出席のもと地元有権者の多くの参加もあり、盛会裏に開催された。

23日

平成23年度第3回監査会

椎名・中村・西各監事、関根副会長、竹谷専務理事、小保方常任理事出席

25日

旭日双光章受章 柴田堅吾氏の受章を祝う会

林原鉏路会会長のもと、道内各会長ほか多くの会員出席もあり盛会裏に開催されました。柴田先生には今後とも御健勝であられることをお祈りいたします。

27日

第13回正副会長会議

各副会長、竹谷専務理事、加賀谷総務部長、中塚研修部長出席

＜協議事項＞

1 今後の特別研修の運営等について
平成24年度に行われる第8回特別研修の実施について、受講者数及び予算措置について協議を行うとともに、今後の特別研修の実施のあり方について協議を行った。

3月4日

安井和男先生黄綬褒章受章記念祝賀会

信吉京都協会会長発起人代表のお声掛けにより、全国各会及び関係者200名近い多くの方々の出席のもと盛会裏に開催されました。安井先生には今後とも健康に留意され一層のご活躍を期待いたします。

5日

暴力団排除条例に対する対応等に関する山崎顧問弁護士との打合せ

関根副会長出席

土地家屋調査士法第22条の依頼に応ずる義務と暴力団排除条例との関係について示唆を仰ぐとともに、連合会としての指針等について協議を行った。近く法務省とも協議を行い発信する予定である。

6日～7日

第2回全国ブロック協議会会長会同

各ブロック協議会長、各副会長、竹谷専務理事、各常任理事出席

＜議題＞

- 1 連合会各部等活動報告
- 2 第69回定時総会提出議案について
- 3 今後の特別研修の運営等について

7日

民主党法務部門会議

各副会長、竹谷専務理事、横山・小沢両制度対策本部員出席

政治連盟とともに以下の3項目について政策要望を行う。

- 1 東日本大震災における復興支援について
- 2 公共嘱託登記関連業務等の発注における環境

整備の要望

- 3 民間で運営されている特定認証局における新アルゴリズムへの移行の整備について

震災対応セミナー実行委員会中間報告に関する対応

9日

平成23年度CPD評価検討委員会

清水・鈴木・山野目各委員、関根・志野両副会長、中塚研修部長、服部研修部次長、井上理事出席

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士CPD制度に関する諮問について

10日

伊藤暢康氏黄綬褒章受章記念祝賀会

宮田埼玉協会会長発起人代表のもと、関東ブロック協議会各会長及び埼玉会会員の多くの出席もあり、盛会裏に開催されました。伊藤先生にはこれからも健康に留意され益々のご活躍をご期待申し上げます。

11日

東日本大震災一周年追悼式

天皇、皇后両陛下のご臨席のもと、厳粛に東日本大震災一周年追悼式が行われ、連合会を代表して出席し献花を捧げました。

13日

塩崎恭久議員「第32回『塩崎恭久と明日を語る会 in 東京』」

岡田副会長同席

早朝からの勉強会にも関わらず多くの支持者の参加のもと、原子力規制委員会法案についての考え方についてご意見を拝聴した。また、地元愛媛県特産の柑橘について楽しいお話を伺った。

14日

全調政連 第12回定時大会及び懇親会

関根副会長同席

第12回定時大会に来賓として出席し、連合会を代表して挨拶をした。横山会長のもと今後の政治連盟の益々のご活躍に期待をいたします。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年2月1日付
東京 7704 本間 信一 東京 7705 塚本 欣也
東京 7706 横山 宏 神奈川 2924 山口 信夫
埼玉 2508 五十川達郎 千葉 2104 浅野 智史
静岡 1725 鈴木 東洋 静岡 1726 佐野憲太郎
静岡 1727 保坂 達教 新潟 2177 櫻井 文人
京都 843 中西 秀一 京都 844 上川 昌彦
兵庫 2392 吳 守永 兵庫 2393 田中 亮太
和歌山 419 田中 弘志 和歌山 420 森尾 新平
愛知 2794 中田 英敏 愛知 2795 白瀧 康浩
岐阜 1234 荒川 雅樹 福井 429 竹松 和司
広島 1833 萩原 孝敏 広島 1834 日野 昌之
福岡 2199 河野 明行 佐賀 544 庄野 忠昭
長崎 772 竹永 智彦 大分 816 高田 吉博
大分 817 三田井 勉 大分 818 三浦 健司
熊本 1178 有村 義和 沖縄 482 上原 一尚
宮城 998 栗野 博之 福島 1460 菊池 研
札幌 1162 菅原 巧 香川 694 東山 直樹

平成24年2月10日付
東京 7707 大城 俊幸 東京 7708 橋口 和哉
東京 7709 町田 智基 東京 7710 鈴木 力衛
東京 7711 長岡 彰 東京 7712 木村 敦之
東京 7713 加藤 博子 千葉 2106 實川 恵也
静岡 1728 長谷川角弥 新潟 2178 大島 梶之
京都 845 渡邊 大介 愛知 2796 伊藤 宏
愛知 2797 足立 利夫 鹿児島 1041 田原春一幸
宮城 999 菊地 雅通 旭川 293 安川 武宏

平成24年2月20日付
東京 7714 平良 真吾 東京 7715 伊藤 聖之
千葉 2107 片岡 貞喜 茨城 1416 鈴木 大輔
滋賀 423 齊内 英和 愛知 2799 杉浦 正隆
愛知 2800 釣 竜生 福井 430 木野 隆二
岩手 1133 川村 祐孝 秋田 1021 桂田 仁平
青森 755 神 徹也

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年12月6日付 長野 1138 池野 正穂
平成23年12月10日付 高知 593 松本 嘉人
平成23年12月14日付 神奈川 2322 小泉喜代次
平成23年12月31日付 広島 1207 内海 通
平成24年1月2日付 鳥取 412 小川 省吾
平成24年1月13日付 神奈川 1351 木俣 茂
平成24年1月14日付 群馬 515 浦野 昌治
平成24年1月15日付 栃木 476 井岡芳之輔
平成24年1月18日付 札幌 369 澤田 猛
平成24年1月25日付 神奈川 2744 石川 正

平成24年2月1日付
東京 5035 大屋 俊雄 東京 5462 黒白 守
東京 6999 吉田 浩之 埼玉 1174 斎藤 努
埼玉 1189 田中 静六 茨城 920 山内 功
群馬 536 阿部 隆明 山梨 381 坂本 寛
長野 2379 中村 威夫 香川 540 佐藤 伸一

平成24年2月10日付
東京 6980 小林 恒雄 神奈川 2243 今森 光明
神奈川 2920 島村 正明 千葉 1247 日暮 勝美
千葉 2061 本多 清一 岐阜 1158 加藤 四郎
佐賀 404 大島 一步 鹿児島 692 久保 勲

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

(今号からADR認定登録についても掲載することとしました)

平成24年2月10日付 大阪 2497 高島 康弘
平成24年2月20日付
東京 7261 小山 章 東京 7624 松原 睦敏
東京 7644 川本 光範 東京 7673 阿部 高進
長野 2470 平出 高博 長野 2550 小坂 祐司
三重 522 後藤 昭久 三重 815 山本 幸司
三重 846 市野浩太郎 三重 850 前田 佳昭
大分 664 中島 兼人 大分 688 小手川保彦
大分 742 佐藤 栄二 大分 745 後藤 正任
大分 768 村上 岩久 大分 785 高木 昭信
大分 808 重石 光將 宮城 894 中村 一彦
宮城 995 丹野 亮一

京都会

「息抜きの旅行」

みやこ北支部 阪本 樹芳



『京都土地家屋調査士』第150号

結婚30年目になることもあり、2011年1月にトルコへ行ってきました。

8日間も休むのはかなり勇気が要りましたが、どうでもええはと思いきGO！

行く前にトルコの人は親日家が多いと聞いていたので、まずは安心。

到着後、現地のガイドさんから昔トルコの軍艦が和歌山県串本沖で遭難し、乗組員が村の人に助けて貰った話をしていました。

村の人は自分たちの食料も少ないのに、乗組員の世話をしたそうですが、皆さんはこの話知ってましたか？

帰ってから調べてみると明治23年の事で、当時のオスマン帝

国の軍艦エルトゥール号の遭難でした。

トルコでは、小学校の教科書にこのことが載っており誰でも知っているとの事。

逆に日本では教科書に載ってますか？私は教えて貰った記憶がありません。

ガイドさんに依ると、ちょっとオーバーかもしれませんがトルコの人はこのことを忘れていないそうです。

皆さん覚えてますか？イラン・イラク戦争の時、イランに残された日本人215名が出国できなくなったこと。(航空機の安全は保障できないと双方が言っていたらしい)日本航空はイヤヤと言い、自衛隊機は法律？で助けに行けな

いとなった時に、トルコ航空機がイランに行き全員を助けた話です。

トルコの人はエルトゥール号の事を忘れていないと言うことです。

前置きが長くなりましたが、旅行はトルコについて知らないことばかりでした。

まず、ギリシャにあるものと思っていたトロイの遺跡は、トルコのエーゲ海に面した丘の上でしたし、2000年以上前の遺跡があんなに沢山あるとは思いませんでした、見るものすべてが感激でした。

中でも、エフェッソスの遺跡はかなり大規模な都市であったようで、(クレオパトラも滞在していたそうです)図書館、公衆トイレ、



エフェッソス遺跡のメインストリート



カッパドキアの民家にて。ほんま可愛いあかちゃんです。

劇場(それまでに見た遺跡にあった劇場より一番でかい)、や娼婦の館まであったそうです。

カッパドキアでは、あんな奇妙な侵食がよくできたものだと感心し、岩をくりぬいて造った民家にもお邪魔したりと、ふれあいもありました。

ベリーダンスショーでは、運悪くダンサーに引き出され、お腹を出されて、一緒に踊らされて、おお恥かいたわ!

最後にイスタンブールに戻り町を散策しましたが、東はアジア大

陸、西はヨーロッパ大陸とに跨っているせいか、やはりエキゾチックなイスラムの町でした。しかし、大都会です。

グランバザールも完全に観光客用ですので行かれた時は、お金の使い過ぎに気をつけましょう。

トルコの旅はバス移動が多いので、小生のようにトイレの近いものは大変でした。バスから見る景色を見ていて気づいたのですが、山の樹木がほんとに少ないです。あっても背の低い木が生えてるぐらいで、あれでは、川が少ないの

ではと思ったぐらいです。

日本ほど水が豊富な国は、まあ無いと思いますねえ。

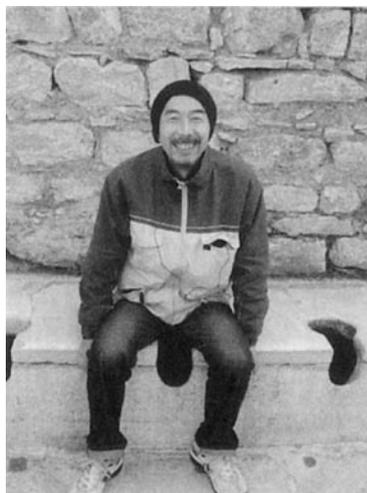
話はそれますが、以前、オーストラリアの学生を預かっていた時にその子が「なぜ、道路に水道水を撒くのか?理解できない」と言っていたのを思い出しました。

今回の旅で、トルコと言う国の見方が少し変わった気がします。

楽しかった旅行も終わり、戻った時にトルコモードから仕事モードになかなか戻らなかった事は言うまでもありませんでした。



市場にて、名物?鯖サンドです。



エフェッソスの公衆トイレの遺跡。
便器は大理石でめっちゃ冷たい



パムッカレの石灰棚。足湯の温泉です。

群馬会

「支部旅行を終えて」

前橋支部 新井 孝男



『あかぎ』第162号

11月19日(土)前橋支部秋期日帰り研修旅行に参加いたしました。

2年振りの研修旅行で、今回の目的地は千葉県香取市にあります伊能忠敬記念館でした。当日は朝から雨で、天気予報も一日中雨となっております。

まず、成田山新勝寺で参拝し、参拝後昼食を食べ、佐原の街の散策も予定されていたのですが、かなり雨が降っておりましたので、そのまま目的地であります伊能忠敬記念館へ向かいました。

伊能忠敬記念館では、忠敬の使用した測量器具や伊能図が展示されており、また忠敬の人となりを紹介するビデオが放映されておりました。

伊能忠敬については、名前と地図を作った人くらいの知識しかありませんでしたが、忠敬は人生50年と言われていた時代に50歳から勉強の為に江戸へ向かい、当時天文学の第一人者だった32歳の高橋至時に弟子入りし、また自宅を天文観測所に改造して、日本で初めて金星の子午線経過を観測したりもしたそうです。50歳から新しい事を学ぼうとするそのバイタリティーは凄いことだと思

ました。

また忠敬は1800年、55歳の時に北海道南岸の観測を行い、以後計10回に及ぶ日本全国の測量を71歳まで行いました。忠敬は73歳で亡くなりますが、彼の没後3年にして日本全図は完成しました。当時の測量方法は、歩幅が一定になるように訓練し、数人で歩いて歩数の平均値をだし距離を計算するというもので、誤差を修正するため天文観測も行っていたそうです。

こうして完成した伊能図には、

1821年完成の「大日本沿海輿地全図」(大図214枚縮尺3万6000分の1、中図8枚同21万6000分の1、小図3枚同43万2000分の1)のほか測量ごとに作った地図や名勝地を描いたものなど、多くの種類があり、いずれの地図も実際に測量して作られたものでとても正確なものだそうです。記念館の展示の中にも、現在の地図と比較したものがありましたが、とても正確なもので驚きました。

今回の研修旅行に参加して、改めて毎日が勉強だと思いました。



「春告魚」

4月は桜の花が咲き、何事も初々しさが感じられる季節であります。

左党の私としては、日本酒をつくる年度の終了が近づいてきたので最終の新酒を味わうことになりませんが、酒が変われば酒の肴が変わるときでもあります。冬の酢の物はカキでしたがわかめに交代し、貝は赤貝からとり貝となります。

わかめもとり貝も、さっと湯通しをしていただきます。とり貝は、いっぱいの大根おろしと一緒に食べるのを東京で覚えました。わかめは、この時期に採れる褐色の生わかめを湯通しして鮮やかな緑色になったものを鰹節と醤油で食べると最高です。

次は、魚です。イカは種類が多く一年中味わえますが、生のホタルイカは、この季節にしかいただけません。さよりは、刺身、小鉢、焼物、干した物な

ど何に調理してもおいしいのですが、真っ黒な腹膜は苦いので丁寧に取ってください。

なんといっても、春の王様は、ニシンでしょう。産卵期となる春から脂がのってうまくなります。

近年は、代表的な塩焼きや身欠きニシンのほかに、いろいろな所で刺身や昆布締めをごちそうになれるようになりました。今夜はニシンを酒のあてにして、一杯いかがですか。

半年後の秋のお酒の楽しみ方をひとつご紹介します。日本酒は、いわば生ものですので、作ってから3週間目くらいがおいしい時期とされております。冷蔵庫に入れておいて6か月目位を過ぎて熟成度が増したお酒もまた格別ですので、製造年月日の新しい酒を冷蔵庫で半年寝かせて飲んでみてください。

また別な味わいがすると思います。

広報部次長 岩渕正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意をお願いします☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意をお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

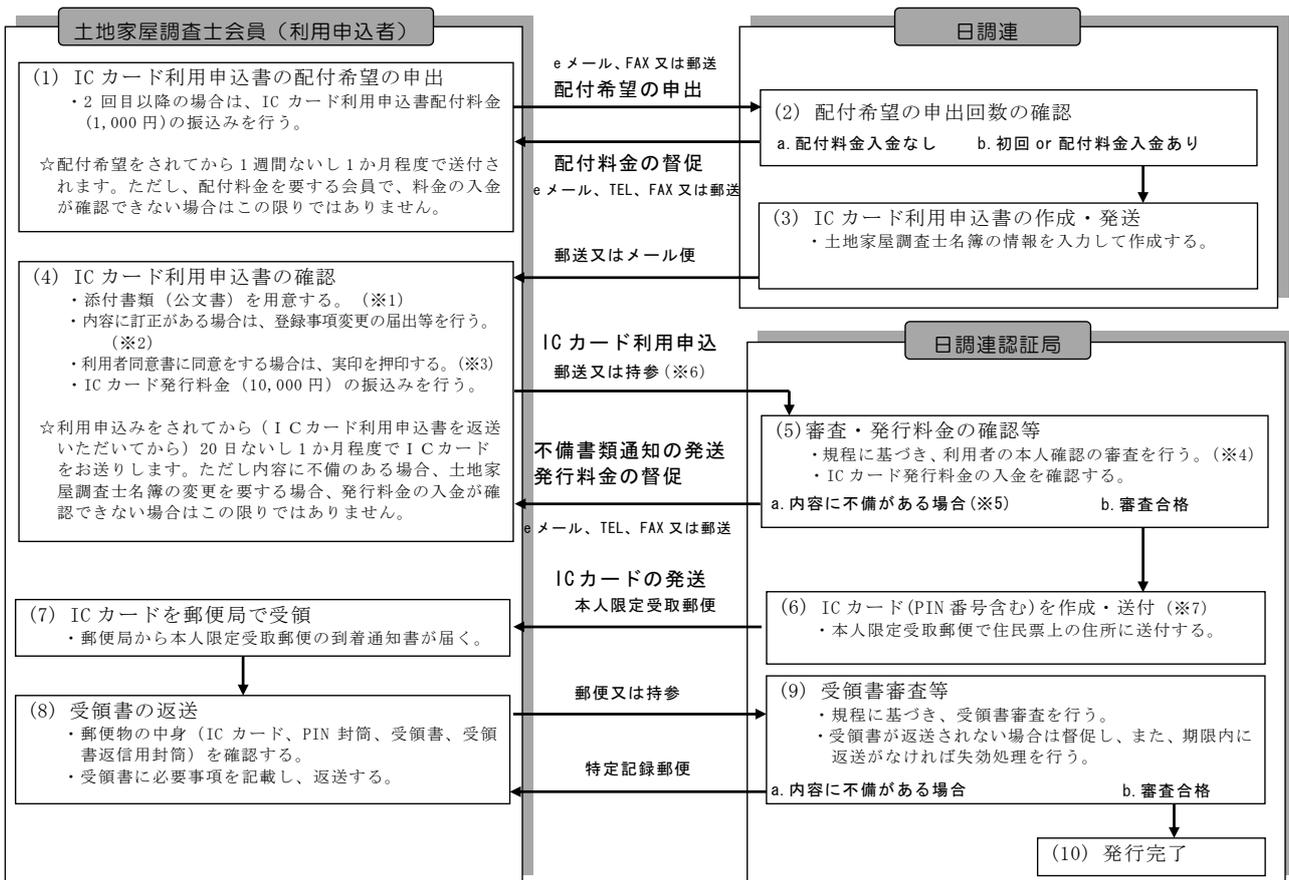
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

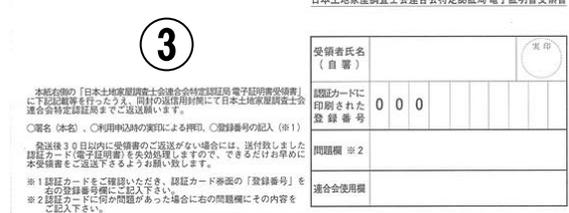
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返送用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成24年2月末日現在で累計19,931枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二

- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		